



説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
企画総務部長	森原裕氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	保健福祉課長	松橋義明氏
経済建設部長	西城賢策氏	農林課長	松本鉄宜氏
商工観光課長	星野直義氏	建設管理課長	北山一幸氏
水道課長	作佐部盛秀氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	吉田正幸氏
学校教育課長	中村正法氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長 署長兼	深田智明氏	消防長	富田照男氏
総務予防課長	辻道元信氏	消防課長	石岡竹志氏
生活安全センター長	西原淳志氏	監査委員	杉田忠正氏
監査委員事務局長	栗山俊彰氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成18年第2回定例会を開会します。

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、1番晴山議員及び15番岩崎議員を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月28日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

小林市長、登壇報告願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず初めに、報告第1号人事発令についてであります。

記載の順に申し上げたいと思います。

まず、平成18年3月5日付において、医師職1名が退職いたしました。続いて、同年3月31日付でそこに記載されておりますように、市長事務部局、監査委員事務局、消防職の部分につきまして記載のとおり退職発令を行ったところであります。続きまして、平成18年4月1日付の採用であります。まず医師職については、記載のとおり2名の医師職を採用いたしました。また、同日付で人事異動を行いました。個々の部分については、そこに記載されているとおりでございますが、異動の人数等につきましては、部長職については1名、うち1名は昇任、課長職については9名、うち4名が昇任、係長職につきましては27名、うち8名が昇任、合計37名の人事異動を行ったところであります。その後5月19日付で係長職1名の退職、それに合わせて翌日の5月20日付で係長職1名を異動したところであります。

以上をもって、報告第1号人事異動については終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について申し上げます。

まず初めに、第2号は市の工事についてでございますが、そこに記載されておりますように、10件ございます。以下、順次報告させていただきます。

まず、初めの唐松常盤町団地改良住宅浴室整備工事についてでございますが、この常盤町の浴室整備工事並びに衛生設備工事につきましては、平成17年度から平成20年度にかけて4年にわたって改良をする計画に基づきまして、ことしはその第2年次といたしまして、1棟12戸行ったところでございます。

それから、それと同じ1棟12戸につきまして、給油設備、ガス設備、換気設備等もあわせて行ったところであります。

続きまして、3番目の三笠市公共下水道事業(ゼロ国債)の管渠新設第1工区であります。これにつきましては、場所はそこに記載しておりますように堤町のところで、ちょうど警察署の横の道路をまっすぐ下ってきましたところで、堤町の一番奥、それ過ぎますと農地になっているところでございまして、雨水対策として、管渠新設工事を行ったところであります。全長が165.85メートル、管の布設、マンホール設置等でございます。

続きまして、公共下水道事業（ゼロ国債）で管渠新設第2工区であります。これは今申し上げましたところから若松町寄りのところでございます。ここも全長153.46メートル、管の布設工、マンホールの設置工等を行ったところであります。

続きまして、5番目の三笠市公共下水道事業管渠新設第5工区の雨水の部分でございます。これは今申し上げましたところから道道寄りといいますか、ちょうど若松町と堤町との境目一帯を行う工事でございます。全長247.52メートルを行ったところであります。

続いて、公共下水道事業の管渠新設第2工区、これは先ほど一番先に申し上げました堤町のところからさらに西側の方に延長した部分でございます。これは全長271メートルで、マンホール設置4基を含めております。

以上が公共下水道事業関係であります。

続きまして、メーター器取替工事の部分であります。これは第1工区と第2工区に分けました。

第1工区については、岡山地区から唐松地区まで655基のメーター器の取りかえを行ったところであります。

続いて、第2工区につきましては、今度はそれから唐松地区東清住地区から西桂沢地区までの部分、数は170基を取りかえたところでございます。

最後に、二つの水道工事の部分であります。一つは市道唐松中央線水管橋改良工事です。これは唐松町1丁目から旧中央中学校へ行くところに幾春別川に渡ってある旧中央鋼橋というのがございます。ここの橋の下に布設しております水道管の改良工事、長さは67.9メートルを行うものであります。

続いて、幌内の配水池系送・配水管改良工事です。これは柏町の貯水池の近い方の部分でございます。送水管240メートル、配水管同じく240メートルの工事でございます。

いずれも、そこに記載されております企業が工事請負人となっているところでございます。あとは、そこに記載のとおりであります。

続きまして、北海道工事についてでございます。そこに記載されております3件ございます。

一つは、柏町の保育工事です。これはエゾマツ、トドマツを保育することを目的として、周辺の草刈りを実施するもので、柏町については工期中に2回、大里については1回の草刈りを行うものであります。また、柏町につきましては、トドマツあるいはハンノキの雪等によって折れた部分について新たに補植すると。それとあわせて、作業用の管理歩道970メートルを整備するものであります。契約金額、工期、工事請負人等については、そこに記載されているとおりであります。なお、この事業の入札につきましては、全部で7社が入りまして、三笠からは1社が入りましたが、落札はそこに記載されているとおりであります。

2番目の抜羽の沢川の改修工事ではありますが、これは、一つは市道宮本美園線のかえで橋上流の低水路44メートル区間にくいを連続して打ち込んで、冊状にした水路工を設置するものであります。これは、大雨のときに急激に水かさが増して、一気に下流に流れるということになると非常にはんらんする可能性があるということから、水の流れをある一定程度抑えるために打ち込むものであります。さらに、三笠運動公園の東西の連絡橋である球場橋上流から道道抜羽橋までの区間につきましては、御承知のように、川の中にかんりの木が繁茂していたしております。これらについて、ある程度伐木するという工事がございます。その中身についてはそこに記載されているとおりではありますが、これにつきましては、10社が指名業者となりましたが、そのうち三笠からは1社が参加しております。

それから、最後の岩見沢三笠線凍雪害防止工事1工区であります。これは、弥生市街を過ぎて、下り坂の途中から幾春別小学校のグラウンドまでの約200メートルの区間のうち、まだ施工しておりませんでした歩道の舗装工と弥生花月園に連なる市道弥生1丁目2号線の取り付け部分の改良舗装工事を実施することになっております。さらに弥生桜木町の天理教幾春別分教所から幾春別川220メートル、幾春別小学校線の手前までの区間のり面を緑化する工事がございます。工事内容、金額、期間等について、工事業者もそこに記載されているとおりであります。これには7社が指名業者としてあります。三笠からは出ておりません。

以上が北海道工事であります。

最後に、報告第4号国工事について3件ございます。

まず第1件目は、幾春別川総合開発事業のうち幾春別川ダム運搬道路整備工事です。これは、市道奔別沢線から幾春別川総合開発事業のダム建設に伴う残土の置き場とする三笠奔別露天掘跡までの運搬道路を造成するものであります。この工事は、平成16年度から着工いたしまして、過年度は土工、植生工、排水工等を実施してきておまして、今年度は路盤工、舗装工、それから路肩防護さく工を実施して、今年度中に完成する予定であります。そのほか工事の概要等につきましては、そこに記載のとおりではありますが、これは指名業者は12社ございました。落札はそこに書かれている企業であります。なお、三笠はありません。

それから、二つ目の一般国道12号岩見沢市岡山道路改良工事ではありますが、これは御承知のように、国道12号のサンファーム三笠前から美唄側に約420メートル、市道新岡山1号線の交差点の手前約50メートルまでの区間を現在の2車線から、両側を拡幅して4車線化するための工事です。これには6社が参加いたしまして、落札はそこに記載のされているとおりでございます。

続きまして、3番目の一般国道12号線岩見沢市岡山道路舗装工事ではありますが、これは先ほど申し上げました部分の路盤工、舗装工、歩道工を実施する事業でありまして、工事起点の手前約100メートルは、中央分離帯を設置する関係上の部分の工事のために、

450メートルから100メートル長い550メートルとするものであります。これにつきましては、9社が指名業者として登録されましたが、最終的には記載のと通りの業者に落札いたしました。

以上、国の工事について報告させていただきます。

報告第5号林野火災の発生についてでございますが、御承知のように、平成18年5月18日午前10時11分に弥生の桜木町奥にあります市有林28・29の林班で発生いたしました。焼損面積については7.56ヘクタール、関係者の大変な御努力によりまして、翌日の5月19日午後0時15分に鎮火いたしましたところでございます。なお、損害額は、ここにつきましては旧北炭の用地ということもありまして、それを市が買い上げたところでございまして、木はほとんどエゾニセアカシアという雑木でございまして、これの用途についてはほとんどチップ材にしかならないということで、これを専門業者に試算していただきましたところ、損害額についてはその程度、約77万円ということですが、逆にこれの火を消すためにかかった経費は、後ほどそれぞれの部分で提案させていただきますけれども、大変な労力とお金がかかったということでもあります。

なお、この林野火災の対策のために対策本部を設置いたしました。設置場所、設置日時、解散日時についてはそこに記載のとおりであります。

なお、地上での消火は困難ということから、道の防災センター並びに札幌市の消防局、そして最後には自衛隊の応援をいただきました。自衛隊の方からはヘリコプター6機、消火活動56回、それからそのほかに指揮をとるヘリコプター1機、それから自衛隊員を輸送するというので2機、それからこれは自衛隊の出動の場合は総理官邸まで全部映像が行くというようなことで、偵察、映像がそれぞれ2機と4機が飛び立っております。それから、一番先に駆けつけていただきました北海道防災センターは1機、消火活動は59回、それから札幌市消防局からも1機、消火活動29回。活動していただいた総人数は491名。市の職員、消防職員、消防団員で215名、札幌市消防局が6名、それから北海道、空知支庁、空知森づくりセンターから98名、岩見沢河川事務所、桂沢ダム管理所、空知森林管理署から31名、北海道土地改良区から1名、自衛隊は岩見沢駐屯地、そして真駒内駐屯地を含めまして140名です。林野火災に要した経費については495万4,462円ということになりました。

なお、このことについて若干申し上げますが、この火災は、実は午前10時11分ごろ、対岸であります栗丘町の方から桜木町の墓地の北側約1キロの山林から煙が上がっているという通報がございました。場所が市有林ということから、四方に燃え広がっている状況を消防の方で確認いたしまして、直ちに消防団を含めまして三方から消火に当たったわけではありますが、何せ現場まで行くのに約1時間かかるというようなこと、しかも風向きによっては消防団員が、あるいは消防職員が入った方に流れて、燃えた枯れ葉が飛んでくるということで非常に身の危険を感じて、このままでは消火は不可能というふうに判断いたしまして、北海道並びに札幌消防、そして陸上自衛隊が出動したわけでありま

す。あわせて市役所内に対策本部を設置いたしました。幸いこの日は風もそんなになく、延焼はある程度食い止めることができましたけれども、夕方にヘリコプターから赤外線によって火種を確認したところ、まだ無数の火種が残っているというようなことから、直ちに自衛隊の方は三沢基地の方に大型ヘリコプターをお願いいたしまして、夜明けと同時にこちらに来まして、何せヘリコプターが大型なものですから陸上競技場を使いまして、あそこで5トンのバケットを装備いたしまして、抜羽の沢から水をいただいてかけて消火したと。そういうことで、上空からはある程度消火したと、赤外線でも確認したと。あわせて今度は地上で確認しようというようなことから、市の職員及び空知支庁、森センター、あらゆる方々の総勢312名が下から入林いたしまして、残り火の処理を行ったところでございます。その結果、空からも地上からもすべての火種について消すことができたということで、正午12時15分に鎮火を宣言したところであります。あわせて、その後、関係者全員集まっていたきまして、午後2時に市民会館において対策本部の解散の式典を行って、この件について終わったところでございます。

なお、翌日から自衛隊北海道総監並びに各駐屯地、それから北海道庁、それから空知支庁はもちろんのことでありますけれども、今回の火災に御尽力いただいた機関に対しては、お礼かたがたごあいさつに行ってまいったところでございます。

以上で、報告第5号については終わらせていただきます。

これで、行政報告を終わります。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、企画総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、報告第5号、消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

#### 日程第4 一般質問

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 一般質問を行います。



一般質問については、齊藤且議員ほか5人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

3番齊藤且議員、登壇質問願います。

(3番齊藤 且氏 登壇)

3番(齊藤 且氏) 平成18年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず1点目に、ワンディ・スパ三笠店についてであります。

私は、長年温泉宿泊施設の建設を訴えてきた一人であり、今回の出店計画は大変歓迎すべきことと考えております。現在、空知を取り巻く旧産炭地の経済問題や人口問題について、平成元年、幌内炭鉱閉山から始まり、日本の景気や北海道経済にも大きく左右されながらの自立を宣言した三笠市において、命運のかかった大変な重要な時期に直面していると考えられます。昨年オープンしたイオン三笠ショッピングセンターの誘致に続き、このたびのワンディ・スパ三笠店の出店計画は市民の関心と期待も大変大きく、私も4月の新聞報道からさまざまな質問を市民から受けているところであります。さきにとり行われた会派代表者会議でも報告された開業期日の変更理由も、進出企業がこの施設にける期待と意気込みを感じるころではあります。そこで、数度の会派代表者会議で報告されたこととは思いますが、慎重を期する意味において、確認書の概要についてお尋ねいたします。

合意事項(1)株式会社ワンディ・スパの出店に関する条件の中に、土地は賃貸とし、期間は満30年とすると記載されておりますが、不幸にして経営不振に至ったときは、施設も含めてどのような取り決め事があるのか、お聞かせください。

次に(2)ワンディ・スパ建設に伴う三笠市が行う内容で、インフラ整備とあります。そこで、インフラの解釈についてお尋ねいたします。辞書によるインフラの意味は、もともとは下部構造という意味です。これが転じて産業や生活の基盤として整備される施設を指すようになりましたと三省堂辞書に記載されております。このワンディ・スパ建設の産業基盤を温泉の泉質、温度、湯量が土地の価値を決める大きな要素でもあり、経営的戦略に温泉を売り込めば、後々の経営にも大きな影響があると考えられます。このことを考えたとき、十分な温泉の調査や協議がなされたのか、お聞かせください。

次に、集客に関する施策等の支援とありますが、株式会社ワンディ・スパの経営にどのような方法で三笠市が支援をするのか、また施設の建設にかかわることや集客にかかわる提言がどの程度まで可能なのか、具体的な考え方があればお聞かせください。

2点目に、協働のまちづくりについてお尋ねいたします。

三笠市振興開発構想4、協働のまちづくり計画に自立心の醸成と記載され、それに対するの事業として、市民活動への支援との記載があります。そこで、町内会組織に対して行政側の取り組み方についてお尋ねいたします。

私は、昨年3月と6月に、桂沢水道水問題や防災計画書に対して行政と町内会に関する

質問をしてから1年が経過しました。この間、私の住んでいる近隣1町内会が解散し、また他方の町内会は年度途中ではありましたが、役員を選出ができずに突然この6月に解散してしまいました。もとより、自治会組織の運営に行政がかかわることに制約もあります。

また、今回の問題は、二つの町内会に関するものではありませんが、周辺の五つの町内会にも大変大きな影響が考えられます。自立心の醸成は期待したいところではあります。しかし、高齢化の進行により事態の深刻さが協働のまちづくりにもかかわってきております。まず、児童部が例年とり行う朝のラジオ体操、七夕祭り、提灯行列、盆踊り、花火大会などの行事は地域社会と子供たちの交流の場でもあります。私も幼かったころの楽しい思い出として今でも心に残っております。本年、市制施行50周年という歴史や北海盆歌発祥の輝かしい歴史を考えたとき、必ずや大人社会と子供たちを思う心の歴史もあったと確信しております。これら長年続けた行事を一部地域ではありますが、中止せざるを得ない深刻な事態に直面しております。そのほかに、町内会で運営管理している防犯灯や街路灯の照明問題も考えられます。過去にも解散した町内会の意思により、一度撤去はしたものの余りにも暗く、不用心になり、再度照明を復活させ、照明だけは自主管理している地域もあります。そのほかに、現在残されている集会室の運営問題も出てきております。今後も地域社会と行政との協働のまちづくりは、積極的に取り組まなければならない大事な時代だと考えられます。

そこで、昨年6月時点の町内会数と現在の数、さらに町内会長と役員の平均年齢、また、事業として三笠市振興開発構想の中での市民活動への支援とありますが、行政として町内会活動にはどのような支援が考えられるのか、お聞かせください。

以上で、私の壇上での質問を終了とさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策） 御答弁申し上げます。

答弁申し上げる前でございますが、おことわりをさせていただければと思います。

本件につきましては、会派長会議でも申し上げておりますように、9月定例会に種々議案を御提示申し上げたいということをお願いを申し上げてございまして、その意味では、現状、過日の会派長会議でお示しを申し上げた部分、それから新聞報道等で既に市民周知をさせていただいた部分に限りまして、私の方で御答弁を申し上げたいというふうに考えます。なお、答弁の仕方によって、一部事前審議になるような部分の答弁を申し上げるようなことがあるかもしれませんが、極力注意をいたしますけれども、その点御容赦賜ればありがたいというふうに思っております。

それではまず、30年で賃貸契約をするということを確認したようだけれども、そのほかの何か規定みたいなのが定められているのかということでございます。私どもは確認書を取り交わすときに、イオンのときもそうでしたけれども、何とかその撤退をしない期

間というのを定めさせてもらいたいということで向こうにも強く申し上げさせていただきまして、イオンの際は9年でございましたけれども、あれはイオンとの交渉する中で、私どもでは当初15年ぐらいというふうに想定していたわけですがけれども、なかなか向こうも抵抗が強く、どこまで責任を持てばいいかというようなこともありまして、何とか一けたの一番多いところで9年というようなことが当時合意をされたところであります。

今回は、私どもの方も強く申し入れをさせていただいて、15年ということで、この15年については何としても撤退ということについては御容赦いただきたいということを申し上げて、向こうでもその部分については確認書の中に入れていただいたということでございまして、15年は解約しないものとするということでございます。16年以降そういう問題があれば、損害までは取れないと思いますけれども、また誠意を持って協議をするということになるかというふうに考えております。

あと単価につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、月1坪69円、イオンにお貸しをした金額と同額を採用して、向こうでも御了承いただいているということでございます。

それから、インフラ整備ということで、議員おっしゃられたとおりだと思います。それで、インフラの部分につきましては、現在考えているのは市道下水道の整備、これはある意味あちこちSPAの方ではお願いをされているようでして、札幌では特にお話を伺った範囲でお聞きしますと、各区に一つずつつくってほしいという要請を札幌市から受けているというお話がちょっとありました。これは、私ども確認したわけではございませんので、明確にそれが事実かどうかわかりませんが、そのようなお話があるようでございまして、現在も手稲に手がけているということは確かでございます、そういう動きがあるのかなというふうに考えてございます。

それからまた、土地の更地化ということで、私どもお貸しする側なので、そういう意味では更地化するのが当たり前ということですから、ここもやるのは当たり前かなというふうに思っております、この二つについてはそういうことで、したがって、必要な撤去等が生じれば、その撤去等はしなければならぬというふうに思っております。

それからあと、一部サンファームを活用することによって、水を北海道土地改良区からいただいていた部分がございまして、これは決済をしなければならないということでございます。これは金額は小そうございますけれども、それは整理をしよう。それから、サンファームの補助金をいただいてやっておりましたので、この造成時の補助金で残っている部分のこの土地の面積に係る分についてお返しをしなければならない部分が出てくると、こういうふうに思っております。これらを総計、合わせまして今のところ大体1億4,000万円くらいの費用がかかるかなというふうに思っております。ただし、これは補助を使える部分があったり、起債などを使える部分があったりというようなことがありますので、これが丸々市の負担ということにはならない、現在精査をさせていただいている最中でございます。

それから、このほかにあと三笠市としましては、産業開発促進条例に基づく助成は、これはしなければならぬ部分ということでございますので、これは固定資産税の減免を3年間するという事になると、大体その3年間積み上げたもので4,000万円ぐらいかなと。ですから、年間1,300万円ぐらいかなと思います。

それからあと、投資補助金については、これは1回でございますので、これはスパの本体そのものは現在考えておりませんので、宿泊等の方がございます。これは、大体3億円かかるだろうというふうに向こうで積算をされておまして、今のところまだ概算でしかありませんけれども、その5%ということだと1,500万円ぐらいということが起きるだろうというふうにご考えてございます。

あと、雇用に関して、産業開発促進条例の中では、市内の方を採用いただいた場合ということになりますけれども、これはお1人について20万円、これは1回ぼっきりですけれどもございまして、限度額が1,500万円ということになっています。これは、通常であればそんなたくさんの人数考えられませんので、100万円とか200万円とかそういう範囲かなというふうにご考えておりますが、これは現実起きてみなければわからない部分でございます。

なお、議員の方から、温泉の内容その他というお話がございました。温泉に関しては、向こうで現在1,000メートルほどのボーリングをしたいというふうにおっしゃってられます。温泉とはどういうものなのかというようなことでちょっと物で調べてみましたら、温度としては25度以上というふうにご規定されているようでございまして、これは温泉法ですけれども、そのほかにお湯の中に溶解している物質が相当数、20項目ぐらいありまして、そのものが一つでも含んでいると温泉というのですよと、こういうふうになっているようです。通常ですと、表面水というのが、普通夏ぐらいで大体10度持っているというふうにご考えていただいた方がいいのだろうと思いますから、25度というのと、あと15度ということになります。地球の温度も含めて表面的な部分では、大体100メートル下がると3度上昇すると言われておまして、そうすると、500メートル下がると15度上昇しますので、大体25度ぐらいの水温のものが出ると、こういうふうになります。ですから、今1,000メートル掘るという事になると、温度としてお湯さえ出れば何らかのものが出るというふうにご考えて問題はないなと思います。ですから、それが極端に、例えば、よそでもあったのですけれども、物すごい塩分のきついものとか、こういうものが出るとなかなか利用ができないと。また、表面に流せませんので、また穴を掘って戻さなければならぬという問題は、北海道では余りないようですけれども、あちこちであるようで、そういう例があれば別ですけれども、一般的にこの周囲の温泉を調べたところでは、そういうものはちょっと考えにくいだろうということのごようございませぬ。それで、調査等をしているかという話で言えば、私どもで直接やることではありませんし、これはあくまでも丸々業者さんの方でやられることです。ですから、お湯が出てお出なくても、これは業者さんの責任ということになりますし、業者さんはそれでお湯が出

てこないからやめますという話はありません。と申しますのは、現在、北広島とか札幌とかでおやりですけれども、どこも温泉を使っているところはありません。今、もう一つ手稲でお建てのところだけはボーリングをして良質のものが出たので、それを使いたいという考え方を持っているようでございますけれども、そういう意味では、出る出ないが直接的な問題ではないと。しかし、出た方が当然いいわけで、温泉ということはアピール度も高いでしょうし、委員がおっしゃられるとおりです。そういうようなことで、何とかやりたいというふうにお話いただきましたので、私どもといたしましては、工業団地の一部、近いところの土地を、市の方で持っている土地なのですが、お貸し申し上げて、そこでボーリングを7月からやりたいというお話があるということでございますので、順調に準備については進めておられるのかなというふうに考えてございます。

あと、集客に関する取り組みということでのお話がありまして、ここは主に一般市民向けには何とか、これは向こうの事情の許す範囲だと思いますけれども、言ってみれば岩見沢とか美唄から来られる方と三笠市民とは価格を分けてもらえないかと、入場料を少しでも安くしてもらえないかというお願いはしてあります。あくまでもこれはお願いの範囲でございまして、今まだ詰めは最終的にできておりません。何とかそういうふうに考えていただきたいと。向こうの会社の代表の方からは、そういうことについては十分前向きに検討いたしましよというお話はいただいてございました。

それから、それとは別に介護保険の方で活用できないか、つまり中にプールやなんかがありますので、これを何とか有効利用したいということで、北広島ではもう既にそういうふうに行っているということでございました。それで、私どもの職員3名ほどで北広島、調査をしてもらっています。施設についても大体同じような施設で、私ども今これからさらにいいものにするということで、向こうで少し工期も延ばしてやるということですから、そういう意味では、内容的に全く同じかどうかというのはこれからの問題ですが、ほど同じようなものが入ると、その中にプールやなんかも入ってまいりますので、これを有効利用したいという考え方は、どこもやっぱり持つようです。やっぱり介護予防の時代ということになりますので、そういう意味で見てきていただいたということですが、施設的にはもちろんそういうもので入っていますし、それから市の担当者にもお話を聞かせていただいたりということで聞いております。その中では、平成17年には国保事業としてリハビリ訓練等を実施したということで、これは年間4回ないし5回、健康運動指導士というのがおりますので、そういった方の援助を受けながら実行したというふうに聞いております。それから、18年については、介護保険適用の部分で予算を持ちまして実施しているということで、これは市町村がメニュー化をして、その方に合うようにプログラムを組んでこういう機能訓練をしましよというふうにすると、問題なく適用がされると。これは、私どものふれあい健康センターの方からも聞きまして、この担当者が行ってきたわけですけれども、そういう意味では、広島の方でも適用されていますし、私どもの方でも問題なく適用できるだろうと、こういうような話でございますので、私どもとしては、市民

の健康づくりといえますか、そういう視点で有効に活用してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 協働部分の関係で、御質問が3点ほどありましたので、その部分で回答したいと思います。

まず、町内会の推移についてということで、昨年の6月と現時点、この数なのですが、117団体と115団体ということで、2団体の減になってございます。この2団体の減については、平成18年の4月と平成18年の6月に各1団体ずつ解散をしてございます。

それから、町内会長の平均年齢、それから役員というお話ありましたが、現在、市の方に手続上申請が上がってくる部分については、町内会長さんしか押さえておりませんので、まことに申しわけありませんけれども、役員の方についてはこれからちょっと調べて対応させていただきたいと思えます。町内会長さんの平均年齢は、九つの連合町内会ありますが、その平均で66歳になってございます。

それから、市民活動の支援についてということで、今まで三笠市が何をやってきたかと。具体的に本年度、協働ルームに対する補助金の創設をいたしました。花壇をつくったり、皆さんと協働で地域の環境を保全するとか、いろいろな取り組みをやることによって皆さんとの町内の意思の疎通含めて親睦も含めた中で、顔を合わせる機会をつくっていただいで活動をしていただくことによって、今までより町内会の活動が生き生き目標を持ってやることによって地域が活性化するのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 最初に質問したワンディ・スパについては、私も本当にこの三笠市にとっては大変必要な施設であると重々わかっておるつもりです。ただ、けさの道新を見ても、新聞報道を見ても、石狩の番屋の湯が撤退したとか、そういうようなものがあるものですから、やはり本当に欲しい施設だからなおさらのこと慎重に慎重に物事を運ぶので、前向きなそんなことを確認して、きょうは質問を終わらせていただきたいと思えます。

それと、町内会に関する事柄なのですが、私も昨年質問した中で、この1年間にやはり町内会が二つマイナスになったということ考えたときに、決して町内会組織がふえる要素は一つもないと思うのです。減る要素しかないと思うのです。それで、協働のまちづくりに対してのそのような協働ルームですか、それに対してできたということは、町内会組織に対しても何らかの支援、考えられないかなというふうな気がするのですけれども、その点はどうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 私から答弁申し上げます。

まず1問目、わかりましたので、鋭意慎重に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

それから、2問目なのですけれど、非常に大事で重要なことだというふうに認識しております。道州制特区が今回の通常国会で継続審議になりまして、この道州制の中身、来年度スタートする中身は、調理師養成施設の指定だとか、極めて小さな移譲でしかない、そういうことしか予定されていないということですが、本来的な道州制の目的というのが、中央集権から地方分権ではなくて地域主権型社会と、地域に主権を持たすような、地域というのはどこだというと、市町村とそれこそコミュニティー、町内会なのです。そこに主権を持たせる展開をしたいというのが道州制の本来の目的でして、そっちの視点から見ても私は非常に大事なことというふうに思っております。この原因は、これは三笠市だけではありません。つまりは、高齢化社会と人口減ということで、地域のコミュニティーがそれぞれ成り立たなくなってきつつあるということなのです。うちだけの問題ではありません。かつては、町内会はふえることはあっても減ることはないというのがずっと認識しておりましたけれども、最近人が住んでいながら減ってきているという現実を我々どう受けとめたらいいのかと。先ほどおっしゃったように、町内会がなくなるということは、防犯灯の維持管理どうするのよ、行事もなくなる、そうしたらコミュニティーもなくなる、地域の連携もなくなる、災害が起きたときにどう連絡体制をとればいいのかと、いろんな課題あります。ですから、そこに住んでいる方はある意味では不幸です。お気の毒と言わざるを得ません。私どもは、この道州制の中でも書かれているのが、地域のことを地域で決める社会に少しでも移行していかなければならない。やる気と力をそれぞれの地域に与えるように、どう自治体とその地域のコミュニティーを担っていくかという、連携をしていくかということの大いに研究、勉強しなければならぬと、こういう話が出ております。まさにそのとおりだと思っております。

私ども、そういった意味で、先ほど協働のまちづくり推進事業と申しまして、200万円の予算を組みまして、地域のやる気を少しでも起こさせるためにと、そういう視点ではちょっとことし初めてやってみました。今まで三つの地域からそれぞれこの予算を使って、例えば花を植えたりですとか、何したいという要望がありまして、それを受けております。ただ、一方ではまた、今みたく解散する町内会もあるということで、前向きなところもあれば解散するところもある。非常にこの実態は極めて私どもにとりましては、何と申しましょうか、遺憾と申しましょうか、解散は基本的にはあってはならないことというふうに受けとめております。

そこで、この対策と申しまして、これは一概に、それぞれの地域の実情がありまして、その中に直接的に介入というのはなかなか難しいことですが、これはだからといって仕方ないということだけでは終われないことというふうに思っておりますので、これはちょっと連町の方々ですとか、そういう方々といろいろ相談しながら、その地域が

地域として成り立つような、コミュニティーが存在するような、そういう手法を目指して、今言った例えば予算をつけるということも一つの方法でしょう。どういう方法がいいか、ちょっとこれはもう少し時間をかけて研究させていただきたい、勉強させていただきたい、検討させていただきたいと思います。これは、いずれにしても前向きには取り組まなければならないというふうに受けとめておりますので、それぞれその連町等々と協議しながら、どういう方法がいいのか、聞くところによると感情的な部分で解散したのもあるようでございます。ですから、そういったことですとなかなかほかの解決では難しいということも出てくるでしょうし、そういう方法も踏まえているんな三笠の地域が崩壊しないように、これはちょっと大いに検討して、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 私もその解散の町内会にちょっとかかわっていたものですから、事態はちょっと深刻だなと思っていたのです。ということは、解散するのはそれは大人の勝手なのですね、解散しようが何しようが。でも、残された子ども会組織がそこにあって、その話し合いをしたときに、それでは解散するというのはちょっと待った方がいいのではないかという話にも行き着いたのですよ。それ何とか行政が協働のまちづくりで、そのような花壇だとか植栽だとかのそれだけの発想でもってやるのであれば、子ども会のためのそのようなことにも何か発想ができないだろうかと思ったのです。それで、一たん解散はしてしまったのですけれども、そこに町内の20名ほどの子供がいるようなのです。それで、何とか行事だけでも存続させたいという熱い思いがありまして、残されたその予算の中でことしだけは何とかなるのだけれども、来年度からちょっとできなくなるといふか、周りの町内会ができなくなってしまうのです。子供たちに差別を与えることになるものですから、端的に言うと、盆踊り踊った後におやつを与えたり、そういうような行事もあるのです。そうしたら、その場で町内会組織があるところはいいのですけれども、ない組織の子供たちが来たときに差別することはとてもできないような心情になってくるのです。だから、花壇だとかそういうようなことに使うのも、それもそれで結構なのですけれども、そのような行事のときに助成するような形でやれば、何とかその行事は存続できるような気がするのですけれども、その点については、これからの研究課題でしょうか、それとも無理かなという話でしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 従来、今私が申し上げたのは、町内会組織というのは、これは絶対コミュニティーとして存在していただきたいという基本的な部分です。その中の行事の一つ、二つをとらまえて、それを継続させるためにどうしたらいいかという視点はちょっと置いておきまして、基本的な町内会の組織、そこだけでできないのであれば、隣とかなんとかまとめて大きな町内会組織にできないだろうかとか、要するにそういう地域地域のコミュニティーを維持するためにどうしたらいいのかと、そういう部分は大いに検討



しなければならぬというふうに思っています。その町内会組織が復活すれば一番いいことですからね。防犯灯も管理でき、集会施設とかなんとかもでき、また、私どもはそういうために行政としてどういう手段を講じたらいいのかを検討してまいりたいと、勉強しなければならぬ。それと連町とも大いに話し合いを持たなければならぬ、そのように思っているということなのです。それぞれの今の町内会のやっている行事の一つ一つについて、ここだけは残して、行政手をかしてくれ、ここだけはかしてくれと、こうなってきましたと、逆に言えば、そのみずからやっている町内会と解散した町内会と、地域の努力なしに子供たちはそこだけがされると。また、片方では地域のみんが努力して、我が町内会の子供たちにいろいろと行事等をやっている。その差というのはどうつくのだと、そういう議論にもなってまいりますので、その辺はやはり町内会を地域のコミュニティーとしてどう維持したらいいかというのが一番の問題と、そのように思っています。その一部分の支援という部分については、これは例えば防犯灯の維持をどうしたらいいのか、暗がり解消をどうしたらいいのか、管理する者がだれもない、真っ暗やみでいいのかと、そういう問題も生じてまいります。今言った集会施設もそうです。行事もそうです。ですから、そういうもののそれぞれの問題が多々解散すれば生じてくると、こういうことになるわけですから、この辺はトータル的な中でその地域との協議はしなければならぬ、トータル的な中で、そう思っています。ですから、そうしたら子供の行事だけやって、防犯真っ暗やみでもいいやと、こうもならないという思いもしているのです、正直言いました。ですから、そこにやっぱり何らかの組織があって、そこで全体のコミュニティーが図られるのだらうと、こう思いますので、これは隣近所等々含めてどういう方法がいいか、具体的には模索しなければならぬだらうと、こう思っています。ですから、その辺は一つの行事というものではなくて、いろんな困っていることが解散すれば出てくるはずですから、それらについて、正直言って我々も困ります。連絡体制どうするのよと、緊急の連絡あったら、この間の水道のあれみたいなのがあったらどう連絡とるのよと、こういういろんな問題が生じてまいりますから、我々もやっぱりきちっと組織してほしいのです。ですから、そういった意味も含めて、そういったその協議の場はこれからは設定していかなければならぬだらうというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 私、昨年3月と6月に、この問題を質問させてもらったときにも深刻だとは思ってはいたのですけれども、そんなことで、各役員さんの平均年齢、町内会長さん66歳、町内会長さんもう70過ぎた人も中にはもちろん平均年齢ですからいるはずなので、この人たちがあと何年間役員、町内会長さんやっていただけるかと、あとは次の人たち、副会長、総務部長だとか、そのような人たちが果たしてできるだらうかと、そういうようなことも考えながらやっていかなければならぬなと思って、1年前に質問したのですけれども。ところが、余りにも事態が深刻ではないのかなという気がしたのです。深刻なというのは、行政さんもよくわかっていることとは思っております。

も、一つのやはり三笠市が前本会議のときに、給食費の無料化だとか、そして子供たちに対する考え方が僕はすごく進歩的な考え方であると思うのが、今、この町内会の子供たちの行事も、これも大切な部分ではないかなと思うものですから、このことも前向きに考えながら、例えば子ども会に使う費用を助成金みたいな形で何とかできれば行事もでき上がることもあると思うのですよ。そんなことも考えながらやっていてもらいたいと思うのですけれども。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） まず町内会、先ほど助役が答弁しましたように、これからの分権社会というのは絶対不可欠な要素を持っているのですよ。御承知のように、いろんな反対がありましたけれども、国民保護法というのが決まりましたね。ことしのたしか3月だったと思いますけれども、空知管内のそういう、いざテロがあったり、災害があったり、そうしたときにどう連絡体制をとるのかということで、すべての公的な機関、測候所に至るまで。それから、すべての民間企業、例えば運輸業者だとか、トラック協会とか、それから商工会議所、商工会を含めてそうです。医師会、それから測候所から、もう公的機関全部集まって、自衛隊ももちろん入ります。すべての機関が集まって協議いたします。法に基づいて、私どもとしても市民をいかにそうした災害や、あるいは有事のときに国民を守るのか、市民を守るのかということで、実は今年度中にその組織をつくらなければならないことになっている。今、中身を精査して、当然つくるとなれば条例も提案させていただかなければならないのですけれども、それほど重要な位置にこの町内会という最も最小の基礎集団が必要になってくるのです。今までの冠婚葬祭やとか、何かをやるということはもちろん大切ですが、それ以上にこの一刻を争う場合、例えば極端な話を言うと、今一番問題になって、案外日本にないからのんびりしておりますけれども、新型インフルエンザが、ある三笠市民が東南アジアに行って感染して三笠に帰ってきて、それを媒体としても広がったとすると、一定期間そこは閉鎖しなければならない。そのためには、町内会という基礎集団がいかに重要かという、連絡体制を迅速にしていくかということも重要になってくるわけですから、私どもとしても、さっき助役が答弁したように、基礎集団としてのそういう役割というものをしっかりと市民の皆さん方にも理解していただいて、そしていざというときには、例えば災害のような大型、三笠市はそういうことはないと思いますけれども、例えば東京のような場合は火災が発生しますと、あの関東大震災のときに何十万人という人が死んだのですけれども、あれはほとんど焼け死んだのではなくて、一瞬に燃え上がったことによって関東地方一帯に酸素が欠乏して窒息死しているのですよ、半分以上が。ですから、そういうような事態のことも想定しながら、場合によっては火災が延焼するのを防ぐために、昔言っていたように、江戸時代にとったように建物の建て壊しというの、壊すわけですよ。そういうようなことも含めて、今回のこの国民保護法という中の具体的な中身が国会で議論されてきている、そういう経過がありますから、これは決してお役所任せだとか、おらは隣と関係ないのだというような状況ではあり

得ない時代になってきたのだということをまず認識していただく。そのために市としては、地域住民にどうしていかなければならないのだということを、今後積極的にやっつけていかなければならない。

今、御指摘のありました子ども会のことですけれども、これは三笠市は前々の市長さん以降、「市子連」という組織がございます。これがひとつ、地域にそれぞれ、二つに分けて、山の手と三笠地区で子ども会の連合組織があります。その中で、いろいろと子供たちがお互いに行き来をしたり、友好を深めるためにいろんな行事をしているのです。それに対する予算措置も当然しております。ただ、今まで私の町内もそうだったのですけれども、私の町内が例えばラジオ体操をやるという中央公園でやるときに、学校の中では区別するのは、それこそ有明町もそれから市民会館の裏の幸町も一緒なのですよ、子ども会。そうすると、その人たちも一緒に来てやるということだけでやるのだけれども、主としてやるのは多賀町、中央町内会がやるわけですから、だからといって最後の日に、昔ですと鉛筆だとかノートだとか皆勤賞にはやったりなんかしたけれども、おまえ、よその町内だからやらないというわけにいかないから、これは町内会の理解を得て、そういう人たちにも平等にやると、こういうことでやってきたわけですから、今の問題は急にここに出てきた問題ではないのですよ。ですから、そういう意味で、今言った問題も含めて再構築をしなければならないなど、そういった問題も含めて、そういうふうに私は感じ取ったのです。ですから、「市子連」とその辺は十分教育委員会でも議論していただいて、そうした不利益にならない、子供が片方やっつけて片方やらないということにならないように、これはぜひ考えていきたいなというふうに思っています。

それと、今、私も前にも議会のときに申し上げたように、例えば本町のクロフォード公園で、夏休みになるとラジオ体操やる。子供たちは十二、三人ですよ。ところが、おじいちゃんおばあちゃんを入れると四、五十人になる、藤浪議員はよく知っていることなのですけれども、そのぐらいお年寄りがたくさんいる。ところが、それを聞きつけて、自分の子供や孫を連れて、私もその一人なのだけれども、あそこへ行くのですよ。そして、だんだんだんだん輪が広がっていくと、こういうことも一つの例なのです。だから、こういうことはやっぱり市としても、市民にこういうふうに行っているよというようなことを知らしめるということも私は必要ではないかなというふうに思っております。

ですから、今お話がありましたように、本当の行政として、あるいはその地方分権の中で最も基礎集団であるその町内会の今後をどうしていくのかということは、これから我々今いろんな条例をつくったり、協議会をつくっていかねばならないわけですから、その中でやっぱりそういった問題も含めながら考えていきたい、こういうふうに思っておりますので、決して、おまえら、つぶれようがつぶれまいがどうでもいいなんていうことは毛頭思っていないし、私どもとしてはむしろより強固な、そういう町内会にするべく努力していきたい、このように思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 行政側の努力は重々わかっているつもりです。ただ、それだけ事態が深刻なものですから、やはり今後も町内会長さんの平均年齢調べてもらった、次は役員さんも調べながら町内会が少しでも崩壊できないような、何とか手助けできないかということをやっている自治体もあるものですから、法の関係もありますけれども、そこをどのようにできるかはもっともっと検討していただいて、前向きに今後も安心・安全のまちづくりに努めていってほしいと思います。

以上で、質問終了させていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、齊藤且議員の質問は終わります。

次に、4番佐藤議員、登壇質問願います。

（4番佐藤孝治氏 登壇）

4番（佐藤孝治氏） 平成18年第2回定例会におきまして、通告質問をいたしますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

北海道は、初めての赤字決算となり、隣の夕張では危機的な財政状況が報じられるなど、北海道経済はまだまだ厳しい状況下であり、市町村合併の新たな枠組みを発表するなど、合併問題に拍車がかかると思いますが、自立をした三笠市は、市長を先頭に独自のまちづくりを進めているところは評価できるところでありますが、さらなるまちの活性化に向けて質問に入らせていただきます。

初めに、森林セラピーについてお伺ひいたします。

森林は、林産物を提供するとともに災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全形成、地球温暖化防止など、多目的な機能を有しております。森林浴という言葉が登場してから23年がたちますが、森林浴による健康増進を図る目的として、森林セラピー、森林療法基地の制度化を林野庁では進めております。この4月に初めて森林セラピー基地として全国で10カ所が認定されて、整理がされる予定です。地方財源の減少で、地域の豊富な自然を活用してまちづくりができることで応募した30以上の自治体のほとんどが高齢化や過疎化に悩む自治体だそうです。今まで、森林浴について明白な科学的解明はされておりましたが、病院など医療関係と連携をとり、リラックスしたときに高まる副交感神経の働きを向上させたり、ストレスを感じると分泌されるホルモンの量を減少させるなど、また、がんに対する血液中の免疫細胞が増加することも判明して、医学的にも健康増進やリハビリのための効果も確認され、この森林セラピーが注目されております。

三笠市には、抜羽の貯水池に水源の森という立派な森林公園がありますが、利用する人が少ないどころか、三笠にそういうところがあると知らない人もおります。セラピー基地と認定されるには、フィールドの条件などがあるようですが、セラピーロードとしては十分活用できるだけの整備がされていると私は思います。先日、初めてここを利用して、森の散策を実施いたしました。当日14名の方が参加して、私も時間の許す限り一緒に散

策を楽しみました。天然記念物のクマゲラも見られるそうです。森林インストラクターの方と意見交換をさせていただき、水源の森の活用促進には駐車場の整備とトイレの整備を強く要望されております。また、コースの中での休憩所のあずまやが2カ所しかなく、コースの途中で休むことができるベンチとテーブルも必要ではないかと、実際に歩いてみた私の思いであります。

この森林を利用した健康づくり、そして観光資源としても活用できる森林セラピーについて、行政の考え方を伺いいたします。

次に、グリーンツーリズムについて伺いいたします。

既に御存じだと思いますが、農業振興のためにさまざまな観点からの取り組みがなされておりますが、その一つでもあり、都市の住民が農村や漁村に滞在して、地域の自然や文化、人々の交流に親しむ参加型・体験型の活動であり、近くでは長沼町が修学旅行の生徒たちを受け入れ、積極的に実施しております。昨年は、宿泊で体験した学校は1校で150名で、日帰り体験は4校ですが、ことしは既に日帰り体験が5校で700人ぐらい、宿泊体験も4校で400人ぐらい、この先5校で500人ぐらいが予定されております。予想以上の効果を上げております。近くでは、芦別でも力を入れて推進してきているようです。

グリーンツーリズムも新たなまちづくりに結びつくと考えられますが、三笠の場合、長沼のように農家の数ありませんが、地域によっては山菜、キノコとりやカヌーなど水辺で遊ぶなど、また、みそづくりやそば打ち体験なども取り入れるところもあり、三笠ではワインづくりや梅干しづくりなども協力していただき、三笠型のグリーンツーリズムをつくり、三笠としてももっと力を入れて推進できる分野ではないかと思いますが、行政の考え方を伺いいたします。

最後に、山村留学について伺いいたします。

全項目にも関連する部分もありますが、三笠市の自然や文化、環境学習を体験していただく山村留学も考えられます。現代社会の子供たちが最も不足していると言われるのが生きる力だそうです。親元を離れ、自然や文化を肌で感じ取りながら体験活動をして人間の営みを学ぶことは、生きる力をはぐくむ有効な手段として近年評価が高まってきております。三笠市でおいしい三笠メロンを食べて、本場の盆踊りを踊ったり、化石の収集をしたり、冬は雪の厳しさやスキーなど体験するなどいろいろと考えられますが、三笠市をアピールするために、この山村留学について行政の考え方を伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

もう既に佐藤議員もたくさんお調べいただいて、私どもよりはもう十分知識をお持ちなのだろうと、今お聞きしておりました。森林セラピーというこの概念を、私ども従来から多少は耳にすることがあっても、余り真剣に考えていなかったというような事実でござい

ます。それで、今回、改めて所管とも一緒に少し議論してきました。

森林浴というのは、今、議員もおっしゃられましたように、23年前からこんな言い方が出てきて、現在、森のいやし効果というのが非常にあるのではないかと、あるとまでは明確に言っていないのですが、あるのではないかというようなことで、それら森林セラピーというのは、それらをあわせて森林療法というふうに一般的には訳すのだというふうに聞いておりました。そういう効果があるのではないかというのですが、今のところ医学的な解明がまだ不十分だということで、今後、その効能の評価とか、療養メニューの確立というようなことがされていかなければならないと。その中で、ちょっと文献を読ませていただくと、今ほど議員がおっしゃいましたように、副交感神経に対する働きですとか、あるいはNK細胞といいまして、これは「ふれあい」に私いましたころよく聞いておりましたけれども、ナチュラルキラー細胞とって、そのときにはまだ人間が朗かになるといふか、笑うということによって体の中にNK細胞というのが発生して、それが蓄えられて、がんに対する対抗ができるのだというようなことを当時聞いておりました。笑うことからしかできないと聞いておったのですが、今回、議員も読まれた文献だと思えますけれども、読んでみますと、NK細胞がいわゆる森林セラピーという中でも十分効果があるのではないかというふうに現在考えられているというようなことでございました。

そこで、これは国を中心としてということですが、平成16年に森林セラピー研究会というのが立ち上がっておりまして、これは議員ももうお調べになっておられると思いますが、複数の企業と幾つかの大学の医学部、それと研究の代表は森林総合研究所というところが代表で取り組んでいて、オブザーバーに林野庁と厚生労働省が入っていると、こういう機関ですから、その意味では非常に真剣に国も取り組み始めたのだなということを感じました。今の申し上げた森林総合研究所というのは、独立行政法人と、これは何度か立場が大きく改善されていまして、一番最初は林野庁等の外郭団体というようなところから始まって、現在は独立行政法人ということで、北海道にも支所が1カ所、羊ヶ丘にあるということだそうございまして、ここの理事長さんは東京農大を卒業され、教授を務められ、九州大学の教授からさらに東京大学の名誉教授になられて、現在この森林総合研究所の理事長もしておられるというような方のご様子でございます。現在、職員数は664名ということで、研究職458、一般職177、技術専門職29というようなことで、データでは入ってございました。そういう機関ですから、非常にきちとした公の機関であるということはどうも確かなようございまして、ここが中心になって、現在特にモデル地の選定というのを行っているということでございます。この選定については、北海道で何とかならないかということで、北海道では鶴居村だけが手を挙げたようございしますが、残念ながら選に漏れて、書類をお出しになったのは全国36カ所ということでございすけれども、そのうち書類審査で落ちたものもありまして、正式には27カ所のノミネートがあって、その中でセラピー基地という、いわゆる森の一团をいうのでしようけれども、そこで選ばれたのが6カ所と。それから、それ以外の、いわゆるウオーキング

ロードとして、歩く散策路的なものでしょうか、それがなかなかいいということで選ばれたのが4カ所ということで、全国合わせて10カ所の選定がされているということでした。

そこで、今ちょっと申し上げたセラピーについては、議員の質問項目にもありましたように、セラピーの基地というのと、それとウォーキングロードとこの二つの要素ででき上がるということだそうございまして、ウォーキングロードの認定基準というのは、20分間の歩行距離を1ユニットとする森林療法道というふうに言われていまして、傾斜地であること、それから道幅は一定の歩道よりも広いということで、写真で見る範囲でございますけれども、3メートルないし4メートルぐらいあるのかなというような印象でございました。定められた企画のフィールド整理実験等を経て、審査、認定されるということで、既に森林総合研究所では、この選択したところから、選んだところにおいて整理研究に入っているということで、一定期間、都市で例えば20分歩いた人と、そういう空間で20分歩いた人によって体内の物質がどういうふうに変化するかというようなことを調べて、本当に効果があるのかなのか。では、効果がある部分について取り上げていこうという考え方を持っているようでございます。

それから、セラピー基地という、いわゆるコアゾーンといいますが、そういった部分だと思いますけれども、このいわゆるいろんな施設を設置する、例えば休憩所ですとか、何か多少商品を販売するような部分とか、休憩施設が中心だと思いますけれども、そういうコアゾーンと、それとセラピーの森というふうに位置づけられるのが森の部分ということで、おおむね森の方については300ヘクタールということが言われているようでございます。

そこで、先ほどちょっとお話に出ましたが参考までに申し上げて、私ども抜羽に生活環境保全林を設置しておりまして、それに遊歩道をつくっておりますけれども、遊歩道の内々面積で147ヘクタールほどということですから、あのうちの面積の大体倍くらいを国は想定して言っているのだろうというふうに考えられます。それで、このタイプには三つのタイプがありまして、一つは近郊タイプということで、身近な森林散策コースということが言われてまして、日常的に行けるところで、休憩施設、軽い食事がとれる場所、そういうもので、一定の頻度で通える空間だということにしております。それから、例の二つは日帰り・1泊圏タイプということで、一つのタイプのウォーキングロード、いろんなウォーキングロードがあるでしょうから、ウォーキングロードを複数持っていて、簡易な宿泊施設があって、遠距離からの来訪者も受け入れられて、健康評価が一つのサービスとして組み込まれると。だから、セラピストとかインストラクターがいるというようなことが条件のようでございます。それで健康増進についてのアドバイスを行うと、こういうことでございます。それから、例3では複合施設タイプということで、今のようなものが大体そろっている上に、中長距離のウォーキングロードがあって、中長期の滞在が可能な施設で、地域独自の療法メニューを持っているということで、薬膳料理なん

かが例に挙がっておりましたが、それにインドア型の音楽、工芸施設、カルチャー体験ができる施設と。また、ゴルフ場やリゾート保養施設との複合施設があることということが条件のようでございます。これらからいうと、この例の3というのは非常に難しさがありますし、比較的簡単に取り組めるといふふうに考えられるのは近郊タイプであります。それにしても休憩施設だとか、食事がとれる施設だとかというようなことが必要だということになっておりました。

現在、北海道の動きとしては、北海道森林セラピー研究会というのが立ち上がったというか、それをつくるためのワーキンググループが設置されたというのが去年の8月でございます。まだ1年たっていないということで、ここの方々が真剣にたくさんの議論をされているようでございまして、そのされている中では、まちおこし、いわゆる観光おこし、産業おこし、議員もおっしゃいました中身が取り組まれるということのようでございますし、それから北海道スタンダードとしては、森林・温泉・食の3点セットというのが北海道の場合考えて、どんどん押し出していけるのではないかというような意見もあったので、私どもの方では若干抽出してみました。そのほかにもたくさんの意見が、この中で議論をされているというような段階にあるというふうにお聞きしております。

それから、三笠市の動きとしては、今、議員おっしゃられましたように、森林環境保全林の整備事業というのが若干行われているということでございますが、これは今の森林セラピーということとは直接関係したものではありませんが、余暇をそういう森林の中で過ごしていただくという意味では、ある意味関連のあるものでございます。私どもの中で、あと活用できるとすれば、やっぱり今抜羽でやりましたように、保安林を活用して、それで森林空間利用者が多目的な利用をするということなのだろうというふうには思っております。そういう意味では、管理歩道等を整備して、きちっと取り組めて、今の基準に合うようなものに仕上げていくということが当然必要なのだろうと思っておりますけれども、議員言われましたように、こういう活用については、森林インストラクターの資格をお持ちの堀川林業にお勤めの方が、過日、森林を楽しむ集いというのをおやりになられたのに、私どもも若干の支援ですけれどもさせていただいて、参加者が14名あったというふうにお聞きしてございました。非常にいい取り組みだなと思っておりますし、そういう取り組みが醸成していけば、今みたいなものにつながっていくのかなとは思っております。

ただ、今のようなものを整備するとなると非常に多額の費用がかかるだろうとは思っておりますので、これはよく研究してみなければならぬというふうに現状思っております。その維持管理面でどの程度評価があるのかと。それから、今私どもの悩みですが、今、抜羽にああいうふうに整備をさせていただいたのですが、最近、けさのニュースでもありましたが、クマが出ると。森林に入られる、いわゆる仕事として入られる方々が少なくなっているというようなことも含めて、そのクマが活発に活動できるような環境ができ上がっているというようなこともどうもあるようでございまして、そういう意味では、本当にそういう安全対策も含めてというのが非常に悩みでして、我々も抜羽に関して



はそういうつらさも持っております。こんなことも含めながら、今後、将来に向けての研究テーマとして、このことについてはとらまえていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、グリーンツーリズムのお話をいただきました。こちらの方は、議員の方で大体お話をいただいたように、農村といいますか、そういったところの自然や文化、それから人との交流を主にして休暇を過ごす滞在型余暇活動、こういうふうに一般的には言われると思います。例で言えば、ファームイン、フォームレストラン、農畜産物の加工施設や直売所、農村の体験施設、あと市民農園等が考えられるのだらうと思います。グリーンツーリズムの歴史というのは、1992年ですから、今から14年ぐらい前に農林省が言い出しました新しい食料・農業・農村政策の方向についてという書類の中でグリーンツーリズムというのが初めて出てまいりまして、93年、それから94年にそれぞれ考え方が打ち出されていまして、94年には農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律というのが施行されて、グリーンツーリズムの普及に努めているということでございます。

北海道の動きといたしましては、平成9年に北海道農業・農村振興条例というのが制定されまして、この中で意欲的な農業者の農場ということで、ふれあいファームの登録というのがされるようになりました。現在、約930農場が登録されているということございまして、私どもでは6農家が登録をされているようでございます。

ファームインに関しては、今の6農家とは別にとりえ方でございますが、達布にありますACTIVE（アクティブ）ですとか、それから農畜産物の加工施設という面ではサンファームだとか、直売所もサンファームにありますし、そのほかにもたくさんあります。それから市民農園もあるというようなことでありまして、かなりのそういう環境はあるのかなというふうには思っております。ただ、議員が言われましたような、例えば修学旅行等を取り込んでということになりますと、相当な宿泊機能をそれぞれが持たなければならないし、相当な農家が参加しなければならないとするとなかなか一挙に取り組めるということになりにくいのかなと、今のところ考えています。議員が言われました山菜・キノコ・カヌーなんかを取り入れた三笠型のグリーンツーリズムというのを考えてはどうかということでございますので、これはグリーンツーリズムというふうにとらえるか、もっと例えば観光分野とか、本当にその山を歩くという中で考えていくというのも一つの方法かもしれませんので、これはぜひ参考にさせていただければと思います。

いずれにしても、三笠市の現状で言えば、個々の農家の取り組みということで、極めてその数もこういうグリーンツーリズムという中では低いレベルにあるのかなということでございます。市の全体の取り組みとなるように今後模索をしていきたいというふうに考えておりますが、現在、市では、ことしの市政執行方針にも滞在型交流体験農園というのを考えたいというふうに、ちょっと研究をしたいというふうに書かせていただきまして、これは一般的にクラインガルテンと言われているものがございますが、北海道は現在

2カ所程度あるようでございます。あって、またそれは相当効果がまちにあるようございまして、非常に希望者も多いということでございます。一定期間そこに来て、その建物に住んで、周りの農地を耕すと、そして楽しんで、例えばそれが1カ月であったり、半年であったり、3カ月であったりというようなことでございますけれども、そういう施設整備を考えてみたいという段階にありまして、これは要するに新しい農業者をつくり出していききたいという新規就農の視点もありますし、それから少しでも大きな単位で受け入れられるような施設整備を将来に向かって考えていききたいというようなことありまして、考えているものでございますけれども、それ以外にファーマーズマーケットだとか、いわゆる農の物産館等々も含めて、全体的に将来に向かって整備が必要なものについては、また議会でも御相談申し上げながら考えていかなければならないのかなと、私どもでは思っているところでございまして、現在、そういったものが本当にそうあるべきかどうかという部分について、農業関係団体の皆さんと私の方で懇談会をつくらせていただいたものですから、議論をさせていただいているところでございます。ぜひ、今回お話をいただきました部分についても、そういう議論の中に投げかけさせていただきながら、また検討、研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巴氏） 昼食時間なのですが、質疑を続行します。

吉田教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 山村留学についてお答えいたします。

山村留学というのは、昭和51年ごろから始まった教育実践活動ということで、農山村の自然と文化と人情等を活用した子供の生きていく力をつけると、はぐくむという目的で導入されて今に至っております。30年ごろといいますと、都会では都会化が進んで、人間関係等々のぎくしゃくした関係等でいろいろお子さんがそれになじめないというような時期ではないかなと思っております。また、農村でも今のような後継者不足とか、高齢化が進んでいないというような時代ではないかなと思っております。そのころ始まって今に至っておりますけれども、今になりますと、留学ですから里親、例えば寮等々のものを必要といたします。それで、里親についても、今、三笠でもそうですが、農業の受け入れ世帯といいますか、受け入れていただく里親の負担がかなり大きい、また都会の方でうまくいかないお子さんが多いということでは、非常に農村に一人で来て教育を受けるというようなことではかなり困難な状況ではないかと思っております。それで、今まで、それまで当初は里親中心でございましたが、その後、寮と里親の併用、さらに親も一緒に来てこういう山村の生活を一緒にやるというような方向になってきております。ですから、山村留学というのではなく、山村転校ですか、というような方向になってきているのではないかなと思っております。自治体も過疎対策として、教育活動ではなく、過疎対策としての面をだんだん強調してくるというようなこともありますし、親御さんの方は、田舎にやればたくましく明るくなるというような、ただそれだけというようなことで、だんだん両者の受

け入れ側とお願いする側の問題点もかなり出てきているというのが昨今ではないかと思っております。

道内では、平取と空知では新十津川で今やっています。新十津川については、平成元年から受け入れが今までで33名、現在は1名神奈川からいらっしゃっているということでございます。これは、町が山村留学用に住宅を所有して、そこをお貸ししているというようなことでございます。さらに、平取などは、1家族につき3万円を提供して、住宅も提供しているというように聞いております。平取については、平成16年に1家族、平成18年にも1家族ということでございます。山村留学ということは、やはり都会の方で問題のあるお子さんが来る場合が多いということでは、当局として教育委員会として受け入れる場合には、そのために特別の指導員やら、その療養のためのシステム等々を整備していく。さらに、親御さんが一緒に来られる場合は、その生活費なり、そういう就職先とか、生活手段を確保しなければいけないということでは非常に問題が多く、私どもの方としては、御家族でいらっしゃる場合については、住宅等を探したり、便宜を図ったりという、極力そういう部分では協力できると思いますけれども、全面的に里親を探したりとか、寮をつくったりとか、そういうものについては財政負担等もありますので、ちょっと消極的にならざるを得ないのではないかなと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいま、行政の方から答弁をいただきましたけれども、このグリーンツーリズムに関して山村留学にしても、本当に難しい部分だと思います。本当に難しい分野だとは思っています。それでもあえてこういう部分を利用して、少しでもまちの活性化につなげることができないのかなという思いで今回質問させていただきましたけれども、このグリーンツーリズムも山村留学でも、もちろん答弁の中にありましたように、市民の皆様の理解と協力がなければできない部分だと思いますので、もちろん行政のバックアップも絶対に必要だと思っています。ですから、そういう市民の皆様の協力と理解を得られるような形で、またまた行政としても、初めから難しいと決めつけしないで、どういうふうにしたら推進していけるのかなという部分で研究していただきたいなと思います。また、確かに受け入れ状態、里親という部分でもあるし、その住宅という部分でも三笠の場合、あいている市営住宅がたくさんあるので、そこを寮として活用するという、そういうこともちょっと考えられるのではないかなとも思いますので、初めから難しいと決めつけしないで、どうしたら三笠市で進めていくことができるのか研究していただきたいなと思います。

そしてもう一点だけ、北海道のグリーン・ツーリズムというホームページがあるのですが、この中に三笠で1カ所、みち草くらぶというのが紹介されているのですけれども、ここの活動状況、もしわかればちょっと教えていただきたいと思いますけれども。

議長（扇谷知巳氏） 松本農林課長。

農林課長（松本鉄宜氏） みち草くらぶは、議員も御存じかもしれませんが、大里でそばを打っている池上さん、あそこが地域と、あそこに直売所も実はあって、地域で生産されるそばを原料に、あそこで自分で突いて売っていますね。食べさせている食堂。ああいうその組織が実はみち草くらぶという、戸数は何戸でというのはちょっと手元に資料を持ってきていないのであれなのですが、活動としては、地域のその農業者が集まってそういう栽培をしたり、農産物をあそこで直売をしたり、そういう活動をやっているところです。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ということは、三笠での一応そば打ちの体験のようなものをできる形で、ただ販売だけではなく。

（「販売」と呼ぶ者あり）

4番（佐藤孝治氏） 販売だけなのですか。ああ、そうですか。三笠にも実際にそういうところがあるということで、こういう部分でももう少しうまくそば打ちの体験をそこでしたり、何かもうちょっと拡大できるような部分で何とか協力していけるような部分でつくっていけないのかなという感じもいたします。私もまだちょっともっと詳しく勉強したい部分ですけれども、例えば先ほど言ったように、もう少し研究して進めていただきたい、このグリーンツーリズムも山村留学も研究して進めていただきたいなと思います。

そして、もう一点の森林セラピーという部分で、先ほど説明ありましたけれども、300ヘクタールという部分の規模に関しては、セラピー基地に認定されるというふうに私感じております。認定されると、この300ヘクタール規模の森林に遊歩道や施設などが本格的に整備されると、認定されればという意味で。初めからこれだけの広さが必要とか、そういう部分ではないと私は思っています。そして、本当に実際に進めている自治体を調べてみますと、そういうちょっとしたところに車いすやベビーカーなども利用できるような、そういうコースもつくって、いろいろと考えていると。要するに、そういう森林セラピーという本当に大きな部分で考えるのではなくて、とにかくもう自然を利用したまちづくりを各自治体で考えて進めているという部分で、三笠の場合も本当にこれだけの大きな森林あります。水源の森だけではなく、先日、インストラクターの人ともちょっと懇談したときに、水源の森だけではなく、三笠に今度は温浴施設が一応できる予定ですね、まだ決定していないということですが、もしあそこに温浴施設ができた場合、要するにあそこの場合から達布の太陽の丘の方に行ける道があるという。だから、要するにその温浴施設だけを使ってトレーニングするのではなく、そこからその太陽の丘に向かって、要するに森林浴を楽しんでいただいて、そういうコースを利用しながら、そしてこの温浴施設も利用していただくような、そういう部分でも活用できるのではないかと。要するに、太陽の丘のあその看板には、もうそのものずばり森林浴とあの看板には書いてありますから、ですからこの部分を利用していくというのも考え、本当に短いコース、長いコー

ス、三笠でいろんなコースが考えられるというのですね。ですから、やはり私ももっともこのインストラクターの人とこれから話を進めていって、三笠ではどういうふうにしたらこれを利用できるのかなというのを僕自身研究していきたいと思えますけれども、ただ感じたことは、太陽の丘のあそこに行く部分は余りにも道路がちょっとでこぼこというか、何回か私も見にいってあれしましたけれども、余りにも道路がひどすぎるので、この辺もう少し整備するということではできないのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） まず、私どもで調べた範囲では、やっぱりセラピーの森というのは大体まあ300メートルということ想定しているということなので、申し上げたということです。

それから、今、議員がおっしゃられたことについて、つまり岡山あたりから、例えば抜羽とかもっと奥とか、桂沢も含めて、そういうようなことも考えられるのではないかとようなことはあります。ただ、どこもこのイメージ、よく調べてみなければちょっとわからないなという部分がたくさんありまして、つまり都会の方々がかなり整備された、もう下草からそういうもう枝払いから何からかなり整備されて、すごい都会的感覚を持った森と言ったらおかしいのでしょうかけれども、そういうものを想定するのか、幾つかの種類のもが僕はきつとあるのだと思えます。それらも含めて、うちらあたりの、いわゆる森林というのがどの程度これになじむのかというのが、どうも今イメージができないと僕ら思っています、これは最初に申し上げたように、それで申し上げたのですが、ぜひ研究させてもらいたいということです。その中で、私どもが極めて簡便に今の三笠にある資源を、つまり自然資源を活用して、この部分について極めて容易に取り組めるとすれば、それはもうやらないよりやった方がいいというふうになるかもしれません。ただ一方で、今言ったように遊歩道等の整備その他が当然必要でしょうし、費用はどのぐらいかかるのかということも今のところ何もわかりませんので、恐らく今認められたところは、相当程度古い時代から、つまり北海道で認定がないということは、やはり長い歴史の中で本州各地で地域の方々に相当親しまれてきた部分を取り上げられているのかなと考えられる部分もありますので、ぜひそんなことを含めてよく調査してみたいと思っています。そういう意味でぜひ研究をさせていただきたいと申し上げたつもりでございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 確かにこの辺の部分もまだ難しい部分であろうし、市で実際にある部分整備するとなればそれなりの予算もかかることですので、大変難しい部分かなとは思いますが、とにかく自然ですから、まちにあるその自然を利用するわけですから、どこかに何かを建ててという部分ではないので、とにかくやっぱりこういう自然を利用したまちづくりというのがこれからどこの自治体でも進んでいくのではないかなと、この自治体も財源が不足しておりますので、ほかの自治体に負けないように三笠市が率先

して取り組んで、できるできないは別にして、研究して取り組んでいただきたいなど、今研究しますという答弁をいただいたので、その部分でぜひ研究していただきたいと思いません。

それともう一点、先日、水源の森で森の散策というのが行われました。これは、もちろん市の広報でも発表していましたよね。市民の方に通知していました。でも、あそこで散策を楽しんだ後に、あそこにあるあずまやでもって昼食休憩をとるような、そういう予定があったそうです。でも、実際に行ってみると、要するに冬囲いしたままで使えない状況だったのです。あそこは市が管理しているところですよ。市の広報でこういうふうに周知してあれているのに、休憩所、あずまやが全く冬囲いして使えなかったのです。私も確認いたしました。やはり、こういう部分でもちょっとした優しさというものをもう少ししていただきたいなど。せっかくああいう休憩所をつくっているのに、いざ使おうと思ったら冬囲いして、まだ入ることもできないと。だって、市の広報でちゃんと周知しているのですから、市民の皆さんにやりますよと。やはり、こういう部分はもうちょっと優しさが欲しいと思いますけれども、いかがですか。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） これは6月11日ですね。冬囲いしてそのままというのはとんでもないことです。まことに申しわけございません。この場をかりて陳謝申し上げたいと思います。

基本的には、もうとっくのとうの間に使える状態にしておかなければならないということで、多分何かの手違いがあったのかなというふうに思いますので、今後こういうことがないようにきっちり進めたいと思います。

それからまた、今の森林セラピー、グリーンツーリズム等々につきましても、非常にありがたい提言というふうに受けとめておりますので、いろんな意味でこれから勉強、研究して鍛えてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 私が質問した三つの項目、本当に難しい部分だとは思いますが、とにかく新しい部分でのそのまちの活性化に向けて、ぜひとも研究を進めていただきたいなと思いますので、私の要望というか、そういう部分で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時22分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番谷津議員、登壇質問願います。

（11番谷津邦夫氏 登壇）

11番（谷津邦夫氏） 6月定例会に当たりまして、通告順に質問をいたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

1点目に、市長の政治姿勢についてお尋ねを申し上げます。

その一つに、道の合併推進構想案についてでございます。

平成の大合併の第一幕が3月末で一区切りとなり、全国3,232の市町村数は1,820になりました。道内では、212の市町村数は180になりましたが、小型の合併が多く、住民が身近な行政を選んだ結果だと専門家は分析しています。道は、6月2日に第二幕となる市町村合併推進審議会で、現在180ある市町村を59に再編する市町村合併推進構想案を公表しました。合併は、新しい特例法により2009年までに向けて、近隣自治体との結びつき分析を主体にして、議会や住民議論のたたき台を示し、合併を検討するように促すねらいを持っています。

そこでお尋ねしますが、市長は自立のまちづくりを進めている今日、道の構想案では一方的に三笠、美唄、月形の組み合わせをした合併を考えておりますが、これからの道に対する対応策あるいは市長の心情を聞かせていただきたいと思えます。

その2は、地方財政と地方交付税改革についてであります。

先般、政府の地方交付税改革をめぐって、大幅削減に向けた改革案が浮上りました。地方交付税は地方の固有財源であり、国の借金のつけ回しとして、しかも地方の代表者を各種会議にも入れず、改革をする手法をとってきました。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行することを実現するためのものであります。当市に与える影響が懸念されている今日、地方交付税の削減は市民の暮らしや福祉のためのサービスを大きく低下させることにつながります。そこで、お尋ねいたしますが、全国知事会など地方六団体は政府の改革案に対抗して、交付税を地方固有の財産との意味合いを込めて、地方共有税として内閣と国会へ意見書を提出したと承知しておりますが、市長会などの動向あるいは今後の展望を聞かせていただきたいと思えます。

2点目の市営バスの問題についてであります。

その一つは、中央バスターミナルの活用についてお尋ねを申し上げます。

北海道中央バスが、昨年11月30日、市内バス路線の一部を廃止し、12月1日から三笠市民生活交通確保基金を活用し、市営バスを運行しております。冬期間の試行運転も経験し、市民の足として利用者の皆さんから喜ばれておりますが、一方、改善策などの要望が出されております。その一つとして、市民会館前あるいはロビーを市営バスターミナルとして利用しておりますが、一般車やハイヤーの混雑による事故の心配、中央バスへの乗りかえの不便さなどからいろんな指摘がございます。この際、以前から話題にしている中央バスターミナル跡利用について、中央バスとの交渉経過とその対応について御見解をいただきたいと思えます。

その2は、イオン南口バス停についてでございます。市営バスから中央バスへ乗りかえ

て、イオンスーパーショッピングセンターへ買い物に行った多くの市民の声ですが、買い物をして帰るとき、冬期間や悪天候のときに、イオン南口バス停で待つことが余りにも苦痛だったとの訴えであります。この現実を改善するためには、イオンの正面コースへコースを変更するか、バス停に待合室の設置が必要であると思いますが、見解をいただきたいと思えます。

三つ目に、公的施設の備品についてお伺いいたします。

備品の管理・処分についてであります。財務規則により、物品は分類され、備品、機械器具、消耗品など7分類され、それぞれ台帳によって管理されていると思えます。財務規則の第239条では、保管または使用する物品については、市において良好な状態で、常に共用、貸し付けまたは処分できるように整理、保管または使用しなければならないとしております。さらに、第248条の2項では、物品の不要品のうち、売り払いや廃棄の決定についてうたっております。そこでお尋ねしますが、公的施設の備品管理状況の実態、あるいは不要備品を町内会やボランティア組織などへの払い下げ、または市民への売り払い処分についてはできないのか、見解をいただきたいと思えます。

四つ目に、道立高校の再編についてお尋ねいたします。

道教委の指針素案についてであります。このたび、道教委は1学年3学級以下の道立高校を再編の対象にするとした新たな高校教育に関する指針の素案が出され、関係者の間に不安が広がっている現状にあります。統廃合の可能性のあるのは、241校のうち109校と半数近くに上るとされております。当市の唯一の高等教育の場である三笠高等学校については、期待される人材を社会に送り出すために資格取得の助成をするなど、地域挙げて支援をしている現状にあります。道教委は、道内各地で市町村長や教育関係者、住民などの意見を聞くとしておりますが、当市は現在どのような経緯をたどっているか、また、三笠高等学校との間でどのような対応を図っているか、見解をいただきたいと思えます。

以上、申し上げましたので、御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 谷津議員の市長の政治姿勢ということについてお尋ねですので、私の方から1点目の道の今回出されました合併推進構想案についてと、あわせて地方財政と交付税問題についてお話しさせていただきたいと思えます。

御承知のように、今回、北海道は新しい合併新法に基づきまして、構想のある程度の考え方を含めて具体的なものが出されてきたわけでありまして。これは御承知のように、先ほど申し上げました合併新法、平成21年度までの間に実現を目指すという内容でございまして、今回一定の案が出されて、それについて各市町村の意向を聞いた上で、具体的には今後この夏あたりに正式な案として出すのではないだろうかというふうに言われております。

この市町村合併についての北海道の基本的な考え方を幾つか考えてみましたら、一つは、合併は市町村が住民の意向を踏まえて自主的に判断するものだということが冒頭出さ



れております。つまり、合併は決して強制するものではなくて、住民みずからが自主的に決めなさいと、それを尊重していくのだと、こういうことではないかというふうに考えております。

それから二つ目は、行政体制そのものの充実とか、あるいは強化を図っていくためには、いわゆる足腰の強い基礎自治体をつくり上げていくことが極めて重要であるという立場から、その手だてとして合併が最も有効な手段だと、このように考え方をまとめておりますが、果たしてそれがどうなのだろうか。今回出された具体的な案等含めて、その辺は若干私と意見の相違があるのかなと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、そのほかいろいろな地域的な特性を配慮するとか、あるいは地方自治組織制度の積極的な活用をして、その地域の風土にふさわしい合併のあり方を考えようとかと、幾つかありますけれども、基本的には十分住民と議論して、一定の考え方をまとめてほしい。そして、できればその合併を積極的に進めてほしいというのがその根底にあるねらいではないかというふうに私は考えているところでございまして、特にその人口が一応3万人というような数字も具体的に出ておりますし、役場間の距離が80分というような具体的な数字も出てきておりまして、今回出された三笠、美唄、そして月形は、合わせますと人口が約4万5,000人、面積は731平方キロという数字が出てくるのではないかと、このように思っております。

さて、御承知のように、この問題を我がまちとあわせて考えるときに、平成15年の12月に、この議場で皆さん方のいろんな意見をいただきながら、そしてまた90%を超える市民のアンケートをいただきながら、そして最終的に自立していこうということをお互いに確認して以来、自立のために我々は市民挙げて取り組んできたところでございます。したがって、この思いから、現在はその自立を宣言して以来、自立のための具体的な方策を立てながら、あるいはまた自立計画に基づいて進めてきておりまして、その間私たちが求めてきた、あるいは実践してきた、あるいは取り組んできたことそのものは、決して間違いのないものだというふうに私自身も思っているところであります。

したがって、今回、北海道が出された合併の案については、決して議論しないということではありません。これは、大いにやっぱり議論することは刻々と時代の趨勢といえますか、状況の流れがありますけれども、自立という基本的な精神を貫きながらいろいろな議論をしていきたいというふうに思っておりますが、しかし、今回の合併対象の市町を見ますと、言うなれば6市町村でつくった南空知合併協議会の三つが一緒になった、あと残りは一緒になりなさいという、何かごろ合わせというのですか、数字合わせというのですか、そういう感は否めないわけでありまして、この案でいきますと、先ほど北海道が合併問題について見解として出しておりました庁舎との距離が80分だとか、あるいはその行政としての、一自治体としてのまちの形態が不便さとあわせて非常に広範囲になり、そしてまた、いかに行政コストがかかっていくのかというようなことを考えますと、非常に難しいものがあるのではないかとこのように考えているところであります。いずれにいた

しましても、人口が総理府の統計局の推計に基づいていけば、北海道といえども、このまま少子化傾向がとまらない状況が続くとすれば、かなりの人口減が現実に予想されてくるとすれば、3万人という数字が果たしてここしばらくの間、仮に三つの市町村が続くのだとすれば、仮に合併したとしても、そういう3万人体制を続けていくことが私はなかなか難しいと、そういうふうに思っているところです。そうやってきたときに、また今度はその近隣市町村と合併というような問題が出てくる。というようなことから考えますと、今の地方分権のやり方を考えていくなれば、きちっとこの国のやるべき仕事、都道府県のやるべき仕事、そして北海道という都道府県が現在14支庁別になっていること、都道府県がやる仕事、そしてその14支庁体制をどう縮めていく。それから、市町村がどういう役割を果たしていくのかという、まさにこの分権そのものの中身の問題をきちっと議論した上で、50年、100年という未来を目指した中での合併論議にぜひ発展していただきたいものだと。そんなことがなければ合併のくり返しが行われると、そこに地方自治そのものがなくなると、財政的に厳しい状況に置かれるだけが火を見るよりも明らかではないかというふうに考えているところであります。そういう視点から考えますと、この3市町村について、はい、そうですかということにはならないのではないかと、このように私は現時点で考えているところであります。

それから二つ目は、地方財政と地方交付税改革についてでありますけれども、結論から申し上げますと、まだはっきりしたのは出てきておりません。特に、先ほど谷津議員の壇上での質問の中に出されましたように、今回、12年ぶりに自治法に基づく意見書が出されました。これは、極めて重い意味を持っております。これに対して、政府と国会は回答しなければならないことになるわけでありますから、その中で、現在、御承知のように、地方六団体は地方共有税に改称して、国の一般会計を通さないで、特別会計に直接繰り入れる方式、つまり総額の一方的な抑制に反対するという立場から地方六団体が望んでおりますし、また一方、総務大臣である竹中平蔵氏は、人口と面積を基本にして、今、複雑化している地方交付税の決め方をもっと簡素化して、確かに簡素化することいいことなのかもしれませんけれども、しかし日本の戦後、地方交付税制度が始まって以来、地方はいろいろ地方分権を、あるいは地方自治を進める過程の中で、こういう面も必要、考慮しなければいけない、こういう面も考慮しなければいけないということでどんどん複雑化してきたものを、今、複雑になったから一遍に取り払って面積とその人口だけでということになれば、三笠のような地域は、面積は確かに302平方キロありますけれども、86%は山林でありますから、それ差し引かれてしまいますと本当に面積は小さくなる。いわゆる行政面積と言われる、住民が住んでいる生活面積を考えれば、極めてこの内容は三笠にとって非常に問題であると。そのことによって地方交付税を総額で減らしていくという分権ありきではなくて、地方への歳出を削減して、政府の歳出を削減していく一つの手法として地方交付税制度を改革するというあり方は、本来憲法からいきますと、すべての国民は法のもとに平等であるというこの原則は大きく崩れていくだろうというふうに私は考えてお

りまして、地方六団体の問題点も大都市と中規模都市と、そして小規模市町村においては非常に相矛盾することもたくさんあるという思いもありまして、それらについて今すぐ大枠では、いずれにいたしましても私は現状の地方交付税制度をさらに住民の側に立った改革というのは当然必要になってくると思いますけれども、地方を見殺しにするような地方交付税制度の改悪については厳しく批判していきたいと思っております。そういう意味から、弱い者を助けていく、そういう政策をぜひ国で取り入れていただきたい。ましてや経済財政諮問会議の民間議員の発言は、大資本論理の中で行われておりまして、これらに至っては私どもとしては極めて遺憾なことだと言わざるを得ない、このように考えています。

いずれにしても、この内容の問題は具体的にはまだ出ておりませんが、そのことによって三笠市にどうした影響が及んでくるのかということは、今すぐにこれだけという数字は具体的に申し上げられませんが、このまま推移するということになる大変な事態が想定されるのではないかと。だから合併しろという言い方は、これはもうめちゃくちゃな話になっていくのではないかと考えております。今後の推移を見ながら、市民の生活安定のために、これからも交付税増額のために、もし首長が行動することによって増額するという、そういうことであるのだとすれば、私は身を粉にして頑張りたいと、このような決意を申し上げて、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

以下、今の部分についてはそれぞれの所管から答弁させますので、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 中央バスの関係でありますけれども、まず去年の12月1日から市営バスで運行しております。おかげさまで無事事故もなく、きょうまで運行してまいりました。

6月1日からですか、一応バスの中にアンケート用紙を配置しまして、利用者の声を聞かせていただくということで、市民会館のところにも置いて、記入していただくことになってございます。先ほど、市民会館を利用する中で、苦情といたしますか、利用者等の部分でこうあるというお話がありましたが、うちの所管の方にはそういう声は残念ながら届いてございません。実際にあるのかもしれませんが、その辺は確認したいと思っております。

それから、事故に対する不安というか、ちょうど市民会館の前を歩くといたしますか、その部分に関しては、一般車の出入りもありますし、タクシーの部分、それから今市営バスも運行していますので、この辺の安全対策については十分配慮してまいりたいと思っております。

ターミナルの件なのですが、この3月、田中議員の方からもターミナルの関係の御質問がありました。その対応として、中央バスとこれまで対応してきて、考え方といたしますか、中央バスとしては、現在のターミナルが建設後もう45年も経過して老朽化が激しいために、現状のままではもう使用することができないということです。それから、修繕に

は多額の費用がかかるということで、取り壊したいというふうに考えていると。市の方では、今の部分もたなければ新たにその待合所を建設して、市営とそれから中央バスとで乗り入れることができないか、それは中央バスの方に検討するようにお話ししてございます。それとはまた別に、そのターミナルを利用しないで、現在の中央公園のロータリーのところの市民会館前の市道の部分にバス停を配置して、そこで乗り降りすることができないかという部分も検討として中央バスの方からありました。そのためには、まず利用する方が雨風をしのげる部分、それが設置されていないと非常に利用する方からとってみますと不便だということで、大きさは別として、クロフォード公園にあるような壁つきの待合所を市民会館のその敷地の中に、ちょうど歩道にくっつけた形で設置して、利用することができないかどうか、これも検討してございます。あと、冬の間は寒いですから、市民会館を利用して、時間になったらそのバス停のところから乗車していただくということも考えられるのかなというふうに今検討しているところです。その中で、条件としまして、中央バスの方で、現在の土地が利用されないまま、更地のまま放置されては市としては困るということで、仮に土地が民間あるいは土地利用ができるお約束をしていただければ、今、後で言いました市民会館の市道のところに停留所を置いて、雨風しのげる待合所を市民会館前に設置して、夏はそこで問題ないと思いますけれども、冬は市民会館を利用する形で、利用者の方が市営バスと中央バスを乗り継ぎしていただくと。そのことによって、今まで道道の交差点渡っていた部分が、同じ敷地の中でこう対応、待つ乗れるということからいくと、利便性は利用者にとっては高まるのかなというふうに考えてございます。先ほど言った、その敷地内の事故の問題、これはどうしてもクリアしなければならない部分だと思っておりますので、その辺はまたどうできるか、検討したいと思っております。

それから重ねて、中央バスの三笠線は、平成17年度、利用者の減少によって2,000万円以上の赤字を出したという報告が先日ありました。そのため、ターミナルを更地にして、処分を考えているために、先ほど言いました市営バスの乗り入れというのが極めて難しい状況にあるというふうに判断してございます。

それから、イオン南口のバス停の関係なのですが、昨年4月22日、三笠線から一部工業団地イオンの方を回って、平日12便、休日は11便、運行しております。今回の御質問の中に、バス停のルートを変更できないかと、この辺については市道が入っておりますので、そのルートにのせて表側に行けないかどうか、これも中央バスの方と調整させていただきたいと思っております。

それから、バス待合所の設置の関係なのですが、現在、歩道が2メートル50の道路で、その敷地境界が、片方がイオンの方で利用しています。もう一つは民間のアパートということで、敷地が道路敷地以外ございません、もし待合所を建設するとすれば、舗道上に設置する場合には上屋だけ、屋根だけはついた部分、よく都会で見られると思いますけれども、そういう状態の雨だけしのげる部分はできるかもしれませんが、その風を防ぐ部分に関してはやっぱり壁がついていないとなかなか待つ方も大変なのかなということで、

その辺については、非常に立地上難しいのかなというふうには今は判断してございます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 3点目の公的施設の備品ということで、私の方から回答いたします。

まず、備品の管理ということでございますけれども、備品の管理は、現在各所管がそれぞれ行っております。それで、処分につきましてもそれぞれの所管の判断によって行われているのでございますけれども、通常、今、近年、ここ財政状況等が厳しいという中では、この備品につきましても使用ができる状態まで使うということで、なかなか新しい部分で更新ということになりませんので、処分するときには必ずもう使えないような状態になっているということでございます。

それで、貸し付け等の部分につきましては、市の公の団体で、公共施設で事務局等を置いている部分につきましては、机・いす等につきましては貸し出しておりますけれども、町内会、市民グループ等については、この事務局が個人の家とかということが考えられますので、そういったことに対しての貸し出した実態というのは今のところありません。過去には、この児童生徒の机等が更新したときに、その部分を広報等の周知を行いながら安価で処分したという事例がございますけれども、ここ最近の状況の中では、基本的には使えるうちは使うという状況になっていきますので、なかなか使える状態の中で処分ということには出てきませんので、現状の中ではそういった部分で、広報等を通じてその安価で処分するというようなことにはなっておりません。それから、現在、処分するにも一定の部分で手数料等がかかってくる部分がございますので、これらの部分もその手数料がなるべくかからない状態、例えば更新時にはその物品を引き取ってもらって、新しい物、パソコンとかそういうものになりますけれども、そういったことでやっていますので、なかなか現状、そういったお答えできるような状況にはございません。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 吉田教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 道立高校の再編ということでございますが、これについては、北海道の新たな高校教育に関する指針という中で、再編問題が出ております。これにつきましては、道教委の諮問機関であります高校教育推進検討会議、これが去年の12月に答申を出したものをもとに指針の素案という形で出されております。その中で、高校教育の推進の五つの方策ということの中の一つで、教育水準の維持・向上を図る高校配置というようなことで出されております。これについて、高校配置の考え方が出ておりますが、1学年4から8学級を適正規模とすると、学級定員については、高校標準法という法の中で1間口40人ということでございます。この中で、それ以下を再編するということでございます。ですから、3間口以下ということが再編の条件ということになります。その中で、どうしても交通上無理な場合は、地域キャンパスということで、分校化して残し

ていくというようなことでございます。さらに、その中でどうしても再編が嫌です、嫌ですというのは変ですけども、市町村の要望で残したいという場合には、市町村への移管を検討するというようなことが主立った内容でございます。

それで、今、三笠高校は120人生徒がおります。ですから、1年生45、2年生36、3年生38ということで、1年生については2間口、2年生・3年生については、これ40名以下ですけども、特例2間口ということで、2間口31人以上、40を切って、その次、教員の配置とか、またふえる可能性がありますので、特例2間口ということで、今は残っております。それで、私どもの三笠高校もこのところに該当して、この計画が平成20年から始動するということでございます。その20年に始動するためには、ことしの8月ぐらいに再編の配置計画、これは具体的な学校名も入って、8月中に公表されるのではないかとようになっております。それで、この素案に対していろいろ道内から意見を集約しました、道教委で。これで、まず全道的にインターネット等、アンケート等で意見を募集して、これは134人、51団体延べ321件、さらに空知南学区ということで、私どもの学区ですけども、これが4月25日、85人の方が集まられて、意見発表が13名ということでございます。この中の意見は、やはり郡部と都市部の意見ということが対立した形で出されたということでございます。私どもの方は、3学級以下は一律再編されるのはおかしいですとか、その地域ごとの文化もありますし、生徒のそういうものもあるということで残すべきだとか、通学等々のことで、いろいろ意見が出されております。それとは反対に、都市部からはもっと大きい学校が適正ではないかとか、もうそういう1間口、2間口の問題ではないのではないかとか、道財政をもっと厳しく見なければいけないとかといういろいろ相反する意見が出されておりました。その中で、今、素案ということで説明を申し上げましたが、きのう、19日に素案を通り越して、今度は案というものが発表になりました。案は、この今の意見をいろいろしんしゃくされたというか、勘案されたところもあると思いますけれども、本質的には変わっておりませんが、主に変わったところということでは、まず石狩学区が一つになると。これ素案のところではなかったのが平成20年から1学区になるとか、それと地域の要望に応じて市町村への移管を検討するという、この文言はなくなりました。これは、意見の中で、道の負担を地方に押しつけるものではないかとか、いろいろな道の丸投げを市町村に押しつけるのかとか、そう意見がありましたので、これが消えたのではないかなと思っております。あと特例間口の廃止ということです。それと、3学級以下、これを通学区における中学校の卒業生の状況、学校規模、募集定員に対する欠員の状況、地元の進学率、さらに通学区域における同一学科の設置など、総合的に勘案し、順次再編整備を進めるということになりました。素案では、3学級以下はもう即再編ということでしたが、そのことについては、少し文言が緩んだのではないかなというふうに判断しております。

いずれにしましても、8月にその具体的な学校名等の発表がございますけれども、私どもの三笠高校はいかんせんこの2間口ですので、この中に入らざるを得ないのかなと、こ

ういうふうに判断はしておりますが、今、順次整備を進めていくという中では、私ども親御さんの負担、生徒さんの負担、今本当に2間口でも一生懸命やっている三笠高校の生徒、ことしも一生懸命生徒さんたちやって、去年おととしから廃部になった野球部が復活したとか、いろいろ明るいニュースもございますので、それもつけて、高校問題対策協議会という市内の中で市民の方も入っていただいた組織もありますので、それを中心として反対運動をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 順を追って質問させていただきます。

どうしてもこれ道の合併推進構想とあわせて、この地方財政絡んで連動しなければならない課題というのにどうしてもなってきますので、あわせながら話を進めたいと思います。

その一つに、今、市長は自立の精神を貫きながら議論をこれから進めていきたいと。根本的には、一方的なこの合併の組み合わせについては反対ですと、そのように明快な答弁だったというふうに私は理解いたしました。私も、この前の第1次の合併に対するそれぞれ近隣の市町村が一緒になってやったときに、結果的には分裂せざるを得ないと。それで、今、岩見沢を中心に合併をした三つの市町村が、いまだにまだ議員定数も含めてやっている最中に第二幕が出てきたと、そんな次のことを考えていることなんてできないと、そういうことが新聞報道に出ているように、当面は第2幕の合併なんてあり得ないと、そういう表現になっているようです。

それで、私が考えるに、やはり近隣のいろんな密接的な歴史的なことを言えば、岩見沢を中心に道央圏として考えなければならないと、そういう意味では、月形、美唄と三笠なんて私も考えてもいないということです。ある人から言わせたら、刑務所つながりではなかったのかなという人もいましたけれども、そんな簡単な組み合わせではないだろうと。私は、いずれ国の強制的な主導になるかどうか別にしても、やはりいろんな意味で事を考えていくと、将来的にはそういうふうにならざるを得ないのではなかろうかなと、ひとつ私は考えております。

それで、市長、財政的な形でこれどうしても言わざるを得ないのですが、交付税というのは、これ小規模自治体ほど減らされます、この計算でいくと。それで、私どもの産炭地域として、今までいろんな形で産炭地の臨時措置法、時限立法のいろんな中で運動してきました、市長も先頭に立ってこの激減緩和措置をとって、19年度で、ある意味で新たななくなって、さてどうするというふうになっています。その中で、北海道産炭地域産業振興方針というものを、恐らく行政にも来ていると思うけれども、これが道で出している冊子、道の経済部で。これによると、激減緩和措置期間の終了後ですから、新年度から産業振興方策を示したということなのです。それで、その中を見ると、やはりその産炭地域、いわゆる5市1町、今までずっと運動した経過というか、ありますから、たまたま夕

張がきょう再建団体申請する議会を提案するという、財政事情の関係で言っています、それなっただどうか分からないけれども。いずれにしても5市1町という産炭地域のこと、明確に出ています。そういう中で、具体的なその産業振興方策、例えば地域資源関連分野だとか、新産業創出関連分野、他圏域との交流分野、これ全部いろいろと道、国、市と連動しています。中には、産炭地域振興センターへの基金への絡みです。これも出ています。そういう中で、やはり産炭地域を考えると、だまっているとこれ時限立法で、産炭地域という言葉含めて運動体が弱くなるということが一番懸念されます。それで、夕張はさておいて、そういうふう到现在まで積み重ねてきた歴史というか、ものも含めて、この合併を余り深く考えずに、そこをしておかなければ交付税だけがまた、今45ぐらいの額ですけれども、これがますますすぼんでいくという、それは明確になっていますからね。その辺、やっぱり別立てでこういう形の運動をもっともっと市長は展開してほしいなど。そこだけは私からも要望としてお願いしたいと思います。それによっては、やはり道も財政のことを言いながら、人口減のことを言いながら、どうしてもこういう合併議論の方につながっていくという一番のそこに懸念さというものが私も考えていますので、市長、ちょっと見解あればいただきたいと思います。

それと二つ目がバス問題です。

ちょっとわかりづらいところがあったのですが、一つは、今使っている市民会館前のターミナルを、それを市道の中央公園の横、間にバス停をつくって、市民会館側にバス停をつくって、市道にバスを並べるといふ、そういう理解でいいのでしょうか。

それで、中央バスとの関係がちょっとわからなかったけれども、2,000万円赤字だと、そしてバスターミナルはもう解体しますと。それで、2,000万円赤字なので、中央バスにとってはもう一切そういうものは売却するのであって、それで中央バスとの連動というか、中央バスがどうなるのか、ちょっとその辺教えてください。

それから、イオンの南口、これなのですが、市道がイオンの正面側に走っているの、そっちの方にコースはとれますよと。ただ、バス停をつくる時にはアパートも利用者があるので、だから今のバス停が動かなければ難しいよということで、そうしたら2カ所を考えられる要素もあるというふうにとっていいのだろうか。ちょっとその辺明解に、私ちょっと理解度が不足で申しわけありません。

それから三つ目です。公的施設の備品の関係。これについて行政サイドでは使えない状態になって、もう廃棄するということで考えていると。だから、いわゆる市民組織とか、町内会なり、ボランティア組織でもそういう貸し出すことはできませんよと。ある市民から、パソコン、皆さんそれぞれ職員1台ずつは持っているでしょう。それで、職員体制もだんだんと減員していますね。それで、そういうパソコンの不要になったものをぜひ格安で団体だとか市民にそういうふう、財政にプラスになるかは別にして、格安で払い下げできないだろうか、単純に言うところ、その辺、検討余地があるのかないかなと思ったら、ないみたいな言い方したけれども、その辺どうなのでしょう、無理でしょう



か。

それと4点目の道立高校の再編ですが、これについては、非常に私どものまちとして、高校がないで非常に大きな私どものまちのイメージダウンになります。それで、8月中に公表されるという今話を聞きましたが、道教委はあくまでも合理化させると、合理化というか、いわゆる財政上の関係なのですよね。余り高校多過ぎて財政上大変だということなのです、結論から言えば。

それで、きょうの教育委員会の行政報告の中で出たのですけれども、5月12日に、いわゆる岩見沢の文化センターで、実際にその素案についての意見を聞いていますよね。それで、空知南学区でもう1間口程度の減が必要だと明解にこれ書いているのですが、その辺そういうふうにもう間口、どこということは別にして、1間口になった場合、先ほど言った8月中に公表される中で、1間口という表現が当たっているのかどうか、ちょっとその辺聞かせてもらいたいです。

それともう一つは、きのう案の発表があったと。少し弾力性を持ってきたなという気はするのですが、だめだからと市町村にまず移管はなくなってくると、だめとなったらもう全く行政的にはもう手を出せないよと、市としては、そういうことで、特例間口の廃止も三笠高校はこれ該当するということなの。廃止になったということは、この案が廃止になったということなの。ちょっとその辺教えてください。

議長（扇谷知巳氏） 行政側に、時間が余りないので簡潔に答弁をひとつ。

西村助役。

助役（西村和義氏） 市営バスの問題で答弁申し上げたいと思います。

先に中央バスの件です。

端的に申し上げまして、中央バスは、先ほど部長が言ったとおり、三笠線は赤字ということ。それともう一つは、ターミナル自体が45年経過して修理代等々に非常に費用がかかるので解体したいと、ついでには中央バスは今の市営バスの停留所を使いたいと、逆に、それが中央バスの本音の申し出です。うちの方の本音は、今の中央バスのターミナルを今維持できないのであれば新たに再現してくれと、つくってくれと、で市営バスもそこに乗り込ましてくれと、これが三笠市の本音です。真っ向から対立しています。これは、多分45年ということですから、あそこの再現は多分無理だろうというふうに私ども思っております。であれば、あそこを更地にするという前提なのですが、ただの更地では困ると。あそこに何らかの施設を誘致してくださいと。今まで長い間、あそこで営業してきたわけですから、責任持ってそこは何らかの形で復活していただきたいと、そうであれば私どもも多少のことは考えなければならないでしょう、まあそういうことです。そうであれば、今、最初に中央バスはロータリーの市民会館側の歩道に屋根だけのバス停をつくと、屋根だけ。それでは寒さも何もしのげない。それでは市民会館の中で全部待たせてくれと、そういう言い分です。100%市民会館の中で待たせてくれと。私どもは、それよりは、では壁つきのものをあそこにつくってくださいよと。わざわざあそこに行かなくて

も、夏の間は外でも待てるように、雨風もしのげるしと、両方使えるようにしてくださいよというのが言い分です。それは最低限です。一番は、今のバス停を復活させてください、ターミナルを、それが第一です。そういうことで、今、協議中ということです。何はさておいても市民の利用者の利便性を第一に考えたいということで、これはこれからも鋭意努力して交渉を続けてまいりたいと、そのように考えています。

それから2点目、イオンの南口です。これは、当初説明したと思いますが、あそこにバス停を私どもお願いしたのは、以前から工業団地から要望されている通勤者用、それからあそこのできるであろう住宅者用、そのためのバス停をぜひ中央バスさん、あっち方面につくっていただきたい、これが私どもの要望です。ですから、朝と夕の便数は、私ども要望いたしました。これは通勤者用、それから必要最低限のあそこに住宅者用で、昼間の便数も多少は要望しました。全体で3分の1ぐらいです、今の便数の。残りはイオンの要望です。私どもとしては、スーパーセンターのためにあそこにバス停をというわけにはまいりません。残りは、イオン側が中央バスに対して、残りの時間帯の便数3分の2ほどをぜひ走らせてくださいというイオンの要望です。それが3分の2ほどです。両方いいところがあつた場所と、こういうふうになって、あそこにしたという経過でございます。ですから、それを動かすというのは、基本的になかなか難しいのかなと、そもそも最初の経過からしても、そう思っています。ただ、来年秋にはスパができます。そうすると、果たしてあの場所でいいのかということは、再検討しなければならないのかなと思います。どのように動かせるか動かせないか、それはまず別の問題として、どの位置が一番適当なのかということも、スパのことも視野に入れて検討しなければならない、そのように思っております。ですから、これはそれができるまでの間はやはり今の体制は維持していかなければならない、そのように思っています。

それから、あと備品です。パソコンが主だろうというふうに理解しております。パソコンは、これ今私ども使わないというふうになっているのは、非常に古い機種でございます。新しい機種ではございません。古い機種で、もうちょっと老朽が、今の新しいソフトにはついていけないというもの。それと、私も余り詳しいこと承知しておりませんが、データというのは、一応表向きは消すことができても100%消すことは不可能、残ってしまうということです。ですから、データが残ることを前提に市民にこれを貸すなり、または安く売却するなりということは、これはできないこと。そのように思っていますので、その辺はぜひ御理解を賜りたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 富樫教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 今の内容でございますが、まずこれには二つございまして、平成19年度までの高校再配置計画という現在の指針がございます。それから、20年以降の新たな高校教育指針というのを今つくっているということでございます。それで、1間口減が提案されたのは、現在の指針の中で、来年、19年度の入学から南空知学区は1学級減らす必要があるという、この前説明がございました。

ただ、きのう19日に、これを含めて発表があったわけですが、空知の南学区について19年度はもう1年様子を見るので、1学級減はないということで、南学区については減らないということになりました。空知では、北学区のバレーの妹背牛商業がなくなると、こういうこと、募集としないということになります。それと、新たに20年から始まる学校教育指針の中では、暫定2間口はなくしますとはっきり言っております。

現在、三笠高校は、幸いなことに40名超しておりますので、41名以上で2学区になっております。ただ、40名を切りますと、30名でも2間口でいいですよという暫定で今動いております、今の制度は。けれども、この新しい方では、もう既に40切ってしまうと完全にだめということで、次の年からは子供を募集しなくなるということで、三笠高校についても何とかその41名、とにかく以上。さっき説明した2年生、3年生が40切っても、これは入学の募集定員ですから、入るときには40以上いたわけですから、ただいろんな都合で退学されている子がいるので、それは別な考え方、こういうことになります。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 最後、時間もありませんから簡潔にお話しいたします。

先ほど谷津議員の方からお話ありました5市1町の問題については、私ども産炭地は、普通のまちと全く違う自然環境なり歴史的な環境が違うわけでありますから、今後とも一致団結して、地方に対して頑張っていきたいと、そんなことを申し上げておきます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 私の方からもいろいろと申し上げまして、もっと細かいことも言いたかったのですが、時間の関係もありまして、いろいろと提言も含めて申し上げましたので、よろしく御努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

次に、2番齊藤勲議員、登壇質問願います。

（2番齊藤 勲氏 登壇）

2番（齊藤 勲氏） 平成18年第2回定例会に当たり、通告に従い質問いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、介護保険について質問いたします。

介護保険制度は、急速に進展する高齢化社会が直面する問題の解消、年々増大する医療費の抑制などを目的として、平成12年度にスタートして6年を経過しております。その間、制度の見直しとして、施設サービス利用者と在宅サービス利用者との間の給付と負担のバランスの是正等を理由として、食費、ホテルコストの導入による利用者負担の大幅な増額や介護予防サービスの新設等が行われました。

三笠市の介護保険の実態は、平成18年4月1日現在で高齢人口4,583人、高齢化

率38.2%のうち介護認定者が711人、15.5%を占めております。平成13年度と比較をすると、介護認定者で43%、215人の増、特に要介護1が大幅にふえ、要介護4・5の人が30%以上の増となっています。また、高齢者数に占める割合も4.8%の増と増加傾向が続いております。また、特別養護老人ホーム「三笠市ことぶき荘」の待機者も介護度3以上認定者95名のうち、在宅者34名を含めて169名、これも平成13年度と比較をしますと、80%も多い実態となっております。国は、介護保険を施設サービスから在宅サービスへの転換や給付の抑制をするための施策を打ち出していますが、三笠市の実態からは施設サービスの需要が多いように思われます。

今回の制度改正により、全国の医療型と介護型の療養病床38万床を、平成18年度から6年間で15万床に6割も削減することになりました。介護型の療養病床13万床は、全面廃止となっております。新聞報道によると、行き場のない高齢者が放り出されるとの批判や介護難民が続出し、社会問題となると言われております。

そこで質問ですが、三笠市の療養病床の実態と全面廃止されるその対策、対応について、お聞かせください。

次に、国民健康保険基金の活用について質問いたします。

国民健康保険基金は、平成17年度末の残高が3億4,800万7,000円の多額に上っています。この基金の活用について議論があり、平成16年度に保険料の引き下げを行いました。その後の諸制度の改正により、1人当たりの保険料の推移を見ると、その効果が十分にあらわれておりません。

そこで、具体的に活用策の提案ですが、三笠の1人当たりの国民健康保険医療費は全国的に高いと言われております。現在行っている各種検診料負担の軽減と新たに脳ドックの助成を実施し、医療費の適正化による医療給付費の抑制により、国民健康保険財政がより健全化するものと思っております。ぜひ御検討、回答をいただきたいというふうに思います。

以上、壇上での質問といたしますので、よろしく御答弁ください。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） まず、療養病床廃止の関係でお話ししたいと思います。

健康保険法等の一部改正する法案が国会で審議されまして、平成18年6月14日、賛成多数で可決されております。この中で、平成24年3月31日をもって介護療養型医療施設を廃止するということになっております。これを述べるにつきましては、厚生労働委員会の場で審議されてまして、国の方は、入所者の状況においてふさわしいサービスを提供する観点から見直しを図ったということで、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的なあり方の検討、それから介護保険施設等の整備及び運営に関する基準の検討、それから利用者負担のあり方等についての検討、これがこれから検討されるということで、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるというふうなうたっております。

国の方では、法律は通しましたけれども、具体的なその指針とかはこれからでございます。

す。今、新聞報道等によりますと、国の方では、ことしじゅうに地域ケア整備指針というものを策定すると。この指針を踏まえて、来年の夏ぐらいいまでに、都道府県がケア体制の整備方針に盛り込む地域ケア整備構想、これを策定するというので、この療養の部分につきましては、第4期の介護保険事業計画に反映するというので、現在、第3期は平成18年から20年まででございます。ですから、次の計画に反映させるために国は平成20年までに方向がはっきりするように整備を考えているのかなということ、現状では第3期の介護保険事業計画の中にはこの関係は一切含まれてございません。ですから、新聞報道では、これから指針に基づいてどう対応していかなければならないのか、今回のこの施設については、三笠市では本間病院が該当になる施設になります。その対応も考え方含めて調整していかなければならないのかなと。まだ具体的な指針が示されておきませんので、まだ市の方では確認はしてございせん。今後、詳しい中身がわかった段階で、現在入所されている方の不安がないような形で対応してまいりたいというふうを考えています。

それから、国民健康保険の基金の関係なのですが、平成16年に保険料の引き下げを実施してございます。所得割で0.1ポイント、平等割で2,000円を実施してまして、このとき、平成26年には保険給付費の5%が市保有額の適正値ということで、約8,500万円という形でお示ししているところでございます。国民健康保険特別会計による検診料負担の軽減については、生活習慣病の早期予防として、人間ドック、骨粗鬆症及びがん検診等の健康診断費用を助成しております。

当市としては、被保険者1人当たりの診療費が、空知管内でも赤平に次いで市では2番目でございます。インフルエンザ等の流行によっても基金を取り崩す可能性があるため、平成20年度から実施される医療制度改革による医療費の動向を見きわめて、安定した財政運営を十分に考慮し、当面推移を見守りたいと考えております。仮に保険料の見直しを考えた場合は、被保険者に対して公平な観点で検討してまいりたいというふうを考えています。

それから、脳ドックの関係で、国保会計で助成できないかというお話がございました。この関係で、空知10市を調べてみますと、岩見沢と美唄市、この2市が助成をしております。岩見沢は3万円のところを5,000円を自己負担で、美唄も3万円ぐらいのところを3,000円負担で実施している状況です。三笠市が仮にこの脳ドックを助成した場合に、現在の市立病院の検診体制では実施できません。現状、市立病院でのMRI検査は可能であります、脳外科がなく、診断する専門医がいないために、この辺の体制をどうできるか、その辺が今後の課題だなというふう考えてございます。

以上で、ひとまず回答を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 初めの部分なのですが、これは確かに本間病院、うちの場合療養型ということで、介護の部分が41床と医療の方が52床と、こういう実態になっ

ているということで、ここのところの介護度を見ますと、介護の4・5がここに入っているということ、そういうような状況になっていますので、これはこういう確認でいいかどうかということ。それで、このような状況ということでいきますと、先ほど壇上でも言いましたけれども、養護老人ホーム、ここの部分の待機者、この部分だとか、今のここの入所の実態だとか、あるいは現状でいくと介護施設というのですか、こういう施設が各市とも高齢者が多くなってきて、実際にほかのまちの人は受け入れないというような、こんなような状況になってきているということもあるので、第4期の方の介護保険計画に反映をしないと、こういう答弁でしたけれども、その対応という部分をとにかく早くやっけないと、三笠の実態からいくと非常に大変なことになるのではないかなと、こういうふうに私は思っています。それで、要するにここの部分の減らすという部分については、老人保健施設や、あるいはケアハウスや、あるいは有料老人ホーム、こういうふうになっていますけれども、実態的にいきますと、介護型療養病床が廃止されると医療保険が適用される病床に移るといふか、こういうお年寄りはいないだろうといふふうに言われています。そして、大半自宅に戻るのではないかとということですが、うちの実態からいくと、これも自宅に戻るというのは大変な状態になるのではないかなと。特に待機者の部分でいきますと、俗に言われている老老介護という部分からいきますと約34名、待機している実態からいってもこういう部分があるということで、とにかく早いうちから対策を考えていかないと大変になるかなと、こういう意味で質問させていただいたところであります。

それで、この部分、第3期の介護という部分では、うちの場合はもう策定終わりましたけれども、今からきちんとこういう体制といふか、そういうものを詰めていきたいという趣旨で申し上げましたので、その部分についての回答をいただきたいと存じます。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） おっしゃるとおりであるといふふうに思います。

平成12年、介護保険制度ができて、ちょっと国の介護保険に対する制度というものは、著しく変化し過ぎるといふふうに基本的に思っております。腰を据えた対策がなかなか切れない。ことしも介護予防に大いに力を入れなければならないということで、18年度からまた一定の見方を変えてきていると、そういう現状ですから、これはちょっと産みの苦しみと言えれば格好はいいかもしれないけれども、私ども、国が余りにも細かいことまで手を入れ過ぎて、地域にとっては非常に大変な介護制度になってきつつあると、そのように感じております。そういった中でのこの介護の療養者医療型施設の全面廃止、大変なことだと思っています。おっしゃるとおりであります。この対策というものは、今ほど部長言いましたように、これが廃止が決まったばかりでございます。実際に廃止するまではまだ6年ほど期間はありますけれども、これはこの向こう3年間がっちり固めなければならないといふのは、そのとおりでございます。21年から反映させなければならない。それで、この3年間のうちに、3年間といっても実質的に2年ですよ。残りの最後

の1年は、それを今度まとめ上げて方針としてつくらなければならないと、そういうことになるわけですから、実質この2年間のうちで対策を講じなければならないと、そのように思っております。いろいろ自治体としてもこの国、道の指針の策定に当たっては、特に道の指針の策定に当たっては物を言える機会が多分あるだろうというふうに思っておりますし、そういった意味では大いに私どもの意見も言っていかなければならないというふうには思っております。とにかく、その今入っている入院者が非常に困る事態だけは避けなければならないと。どうしたらいいかと、個々によって状況も変わるし、いろんな状況があると思いますので、そういった意味で、少しでもその今入っている人たちがその後も安心して、不安のない生活を送れるために、そういうことが第一の目標になろうかと思っておりますので、これは鋭意この2年間のうち対策を考えて、3年目にまとめ上げたいと、そのように思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） それで、今の答弁で、確かにということでは回答いただきましたので、ぜひその部分で今から準備を怠りなく進めて、その時点ではきちんと実行されるというか、こういうようなことになるようにお願いをしたいというふうに思っております。

それで、次ということになるのですけれども、介護保険の方の問題ですけれども、これは基金の活用、ここの必要性という部分ですよね。

（「国民健康保険」と呼ぶ者あり）

2番（斉藤 勲氏） 国民健康保険、失礼しました。国民健康保険の部分で、基金の活用ということで。これは、先ほど言いました、その1人当たりの保険料という部分でいくと、賦課という部分を含めていきますと、初年度だけ、16年度だけは減りましたけれども、その後は減ったというような推移になっていないので、これはそういう実態だということで認識していただけるかどうかということですね。それで、確かに保険料引き下げということで、国保での活用ということになったのですけれども。今の答弁でいきますと、20年度、これまでは現状のまま推移をしたいと。ということは、医療制度が大幅に変わってくるのではないかと、こういうことだと思うのですけれども、今の言われている部分の医療制度という部分でいくと、かえて今の国保の状況がよくなるのではないかと。ということは、老人保険制度の部分が特別制度に変わると今報道されていますよね。そういう部分からいくと、国保という部分では、今よりもよくなるのではないかなという気がするのですよ。そういう部分でいくと、また基金というものがたまっていくのかなと。

それから、税制度の改正で、控除の部分含めて確かに18年度も保険料が上がるというような実態だと思うのですけれども、そういうものの推移を見ていくというふうになると、ここでやっぱりその活用という部分で、決して私が提案した部分にこだわるつもりはないのですけれども、そういう部分で基金をきちんと活用していくというか、還元していくというか、こういう考え方をとってしかるべきではないかなと思うのですけれども、この考え方についてはどう思いますか。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 基金を活用して、被保険者に還元していく、まさに同じ思いでございます。

16年度のときに、これも被保険者に平等に還元できるようにということで、事業費への対策も考えましたけれども、一定の割合で保険料が下げることが被保険者一様に還元できることではなからうかなということで、保険料の引き下げを行ったと、そういう観点でございます。この当時の試算では、大体基金は2,000万円ぐらいずつ低くなるはずだと、そういう試算を立てました。うれしい誤算でして、16年度は700万円、17年度に至っては2けた、70万円ぐらいですから、ほぼもう基金は下がらない、そういうことで2年間経過したと、質問者おっしゃるとおりの実態でございます。

ただ、私ども2年間で、ではすぐほかの手だてをすぐ考えようかという、そこまではちょっとまだ至っておりません。もう少しこれは基金の推移を見守っていきなと、そのように思っております。そのわけは、非常にやはり病気ですから、流行等に敏感な部分があるので、医療費等々がどう転換するかわからない。それから、今ほどおっしゃった後期高齢者医療制度、確かに下がるのではないのかということも今言われておりました。ただ、これちょっとわかりません。なかなか予測がつかません。いろんな説があります。ですから、これもちょっと推移を見守りたいなということも思っております。そういった意味で、この検診の事業を手厚くして医療費を下げるというのも、一つの確かに手法でございます。ただ、私ども基本的には被保険者に等しく還元できる方法ということが一番ベターかなというふうにも考えておりますので、これはまだ始めて2年間ですから、10年サイクルで考えてスタートしたことです。もう少し年数の様子を見させていただいた上で、さらに基金の動きが鈍いのであれば改めてまた対策は講じたい。しかし、いずれにしても基本的には被保険者に対して平等に還元したいと、そういう基本的な思いはしっかりと持ってまいりたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤勲議員。

2番（斉藤 勲氏） それから、脳ドックの関係なのですけれども、これは私勘違いしていたということだと思うのですけれども、脳ドックは実施して、そして結果を見せると、こういう体制は今までなかった。脳ドックはできるけれども、見るということができないということなのですか。

議長（扇谷知巳氏） 深田病院事務局長。

病院事務局長（深田智明氏） 頭の中は、MRIで頭部でもって撮影できますので、それは見られます。しかし、ドックとなりますと、その検査の判断をして、診断をしなければならぬものですから、そういう場合、専門医がいないとそういった脳ドックの診断はできないということです。一般的なドックはやっていますけれども、脳ドックについては、やはりそういう専門医がいないと脳ドックはできない、こういうことでございますので、御理解願います。



議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 脳外科のお医者さん確保するといったらまた大変だというふうになると思うのだけれども、そういう見通しとか何か、三笠にという、そういうのは皆目検討がつかないというふうになるのでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 深田病院事務局長。

病院事務局長（深田智明氏） 実は、脳外科の医者自体が大学においても非常に少ない分野だと、脳外科であれです、医者自体のことですから。現在、このような研修医制度がありまして、この大学においても脳外科に研修医が集まってこない、非常に少ない分野で、これも苦慮しているところです。ましてや、このドックというのは病気でなくて、健康な方がふだんの予防のために来る診察ですから、病気でないところに医者を派遣してもらうというのは非常に難しいということです。それでなくても、今、病院自体も脳外科が少なくて困っているところに、例え出張医であっても検査のために呼ぶということは非常に困難と、こういう状況で、我々大学を見ても、回っても、いろんな情報つかんでも非常に難しい分野と、このようにつかんでおります。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 岩見沢と美唄実施をしているということなのですからけれども、見るのは三笠で見て、判定は岩見沢や美唄というか、あるいは民間病院とか、こうなると経費的にはかなり高いものになってくるのですか。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 検診ですから、岩見沢でも美唄でも、うちの市と委託契約を結べればそれはそれで可能です。そういうものを受けてくれれば、不可能というわけではありません。ですから、それは受けて委託契約を結んで、年間何十人見てくれと、いつからいつまでということ、ドックで受けてくれということ、一定の委託契約をし、金を出してという契約は相手がうんとなれば可能です。私は、100%不可能とは思っていません。ただ、先ほども申し上げたように、今すぐ脳ドックに踏み込むのがいいのか、またはもうちょい様子を私は見させてほしいとこう言っているのですが、その様子を見た上で、基金の推移を10年間のレベルでまだ2年の経過ですから、もう少し見させていただいた上で、その上で事業なり、またはこの保険料の再度の点検なり、そういうことをさせていただければと、そのように考えております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤勲議員。

2番（齊藤 勲氏） 言っていることもわからないわけではないのですけれども、また来年推移を見ると、かなりまたふえてくるというような、こんな形になるのではないかと私予測しているのですけれども。それで、中身はこだわりません。ただし、端的な言い方すれば保険料を取り過ぎたという結果だと思うので、ですからその部分はきちんと市民に還元をするというか、そしてましてや今は国保の加入者も人口の半分以上になってきたと、こういうような実態もありますので、その部分を要請して、質問を終わりたいと思

います。どうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、斉藤勲議員の質問を終わります。

#### 延 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日はこれをもちまして延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

#### 延 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これをもちまして延会します。  
御苦労さんでした。

延会 午後 2時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員